

議 会 定 例 会 会 議 録

平成 2 6 年 9 月 1 1 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第2号）

平成26年9月11日

- 開 議 午前9時30分
- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第40号 平成25年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 議案第41号 平成25年度岩出市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定
について
- 日程第4 議案第42号 平成25年度岩出市介護保険特別会計歳入歳出決算認定につ
いて
- 日程第5 議案第43号 平成25年度岩出市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認
定について
- 日程第6 議案第44号 平成25年度岩出市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に
ついて
- 日程第7 議案第45号 平成25年度岩出市墓園事業特別会計歳入歳出決算認定につ
いて
- 日程第8 議案第46号 平成25年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出
決算認定について
- 日程第9 議案第47号 専決処分の承認を求めることについて
(岩出市外国語指導助手の賃金及び旅費等に関する条例の
一部改正)
- 日程第10 議案第48号 岩出市福祉事務所設置条例の一部改正について
- 日程第11 議案第49号 岩出市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定
める条例の制定について
- 日程第12 議案第50号 岩出市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を求める条例の制定について
- 日程第13 議案第51号 岩出市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基
準を求める条例の制定について
- 日程第14 議案第52号 平成26年度岩出市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第15 議案第53号 平成26年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算（第1
号）
- 日程第16 議案第54号 平成26年度岩出市介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第55号 平成26年度岩出市下水道事業特別会計補正予算（第2号）

- 日程第18 議案第56号 平成26年度岩出市水道事業会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第57号 市道路線の認定について
- 日程第20 議案第58号 市道根来安上線新設改良工事その2請負契約について
- 日程第21 議案第59号 動産の取得について
- 日程第22 発議第1号 日本酒の普及の促進に関する条例の制定について

○松下議長 皆さん、おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、諸般の報告、議案第40号から議案第46号までの議案7件につきましては、質疑、特別委員会の設置及び付託並びに委員の選任、議案第47号から議案第59号までの議案13件と発議第1号の議員提出議案1件につきましては、質疑、常任委員会への付託です。

~~~~~○~~~~~

日程第1 諸般の報告

○松下議長 日程第1 諸般の報告を行います。

受理した請願第3号 子どもの医療費無料制度拡充を求める請願書につきましては、配付の請願文書表のとおり厚生常任会に付託いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

日程第2 議案第40号 平成25年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定について
～

日程第8 議案第46号 平成25年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定について

○松下議長 日程第2 議案第40号 平成25年度岩出市一般会計歳入歳出決算認定の件から日程第8 議案第46号 平成25年度岩出市水道事業会計剰余金の処分及び収入支出決算認定の件までの議案7件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、順次発言を許します。

質疑は、発言席からお願いいたします。

1 番目、日本共産党議員団、増田浩二議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して、議案ごとに質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 皆さんおはようございます。ただいまから質疑を行いたいと思います。

まず、私は、議案第40号と41号、この点についてまずお聞きをしたいと思うんです。40号からいきたいと思いますが、この中では、5点お聞きをしたいと思っています。

まず、1点目は、岩出市の税収面、この点においては、特に、住民税という点においては、平成19年度から大きく伸びてくるというような状況が続いてきています。そして、大体、平成19年度から25年度、こういうところまでは、大体、金額の違いはあるんですが、大体、25億円半ばで推移をしてきている。こういう状況に岩出市ではなってきています。この中で、この25年度の決算において、今、求められているのは、国のいろんな悪政というんですか、住民負担とか、そういうものなんかも含めてされてきている中で、やっぱり市民の所得の向上、こういうものを上げていくとか、地域の地元企業、こういうものなんかをどんどん活性化させていく、こういうことが求められてきている中で、この25年度においては、岩出市として、どのような改善策、こういうものを図ってきたのかという点を、まずお聞きしたいと思います。

2点目においては、岩出市にも基金というものが積み立てられてきています。その中で特徴的な面においては、今、岩出市においては、監査委員さんからの報告の中にもありましたけれども、岩出市としては、将来負担率、これがゼロ%を下回っていると、まさに超優良な自治体であるということなんかも報告もされてきています。

そして、この25年度、岩出市としては、減債基金というものに3億円が積み立てられてきています。その結果、実質公債比率、これについては、前年度の5.3%から4.0%と、前年度の5.3%から1.3%、改善というのですか、さらに数字としては上がってきていると、こういうような状況になってきているわけなんです。

この点では、この減債基金というものに対する市としての見解ですね、この減債基金については、なぜこのようなところに、自治体としては、本来の基金という部分で決められた期日内に返せばいいにもかかわらず、減債基金に備えて、さらに備えていくという、こういう減債基金に対する考え方、これについてお聞きを、なぜそういうことをしてきたのかということをお聞きしたいと思うんです。

3点目には、決算全体を見ても、不用額全体については、3億3,000万円ということになってきています。決算全体を見通して、このような不用額について、特徴点ですね、こういう点については、どのようなものがあつたのかと、市は見ているのかと。また、決算を通じて、市としては、どのような反省面、こういうものがあつたのかという点、市としての見解、これについてお聞きをしたいと思います。

また、クリーンセンターの関係なんですが、ごみの有料化後もスチール缶、アルミ缶が依然と含まれているんだと。そして、また、さらなる改善というのですか啓

発、これが必要だということを、今年度も上げられてきていますが、昨年度も同様のことを書かれていました。この点から見て、実際に排出されている金属の含有量、鉄、アルミ缶というのですか、そういう部分では、ごみの中に、どれくらいのそういったアルミ缶や、また、スチール缶なんかが含まれているというふうに認識をしているのでしょうか。

最後に、岩出市においても、この間、夏まつりなんかにおいても、いろんな変遷があったと思うんです。以前は、今年度も夏まつりが行われましたけれども、そこでは岩出おどりや岩出甚句、こういうものなんかも踊られていますけれども、それ以前には、また、別の形で開催されてきたと、こういう時期もありましたけれども、いずれにしても、地域のこういった伝統文化、特に、踊りとか根来の子守唄、こういうものなんかも後世に残していく必要がある。こういうふうに思うんですが、25年度において、このような伝統的文化というべき部分の後継者づくりや、また、人づくり、こういう面では、どのような視点から政策が進められてきたのか。この5点について、まずお聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 皆さん、おはようございます。

増田議員のご質疑にお答えいたします。

平成25年度における市民所得の向上施策や地元企業の経済活性化の改善に関する施策といたしましては、商工業におきまして、商工会助成事業を実施し、プレミアム付商品券の販売や、いわで楽市の開催といった事業に対する助成を行いまして、地元商工業に対する活性化を図っております。また、市内中小企業者の借入資金利子の一部を助成する中小企業資金利子補給金事業を実施することにより、地元企業の経営安定と発展に努めてまいりました。

○松下議長 財務課長。

○小倉財務課長 増田議員の質疑にお答えします。

2点目の減債基金に対する考え方につきましては、健全化判断比率は改善しておりますが、現在、下水道事業特別会計において、第3期事業認可区域の整備完了に向け事業を進めているところであり、今後も第4期事業認可区域の整備を進めていく必要がございます。そのため、事業の財源として発行する下水道事業債に係る公債費が増加し、一般会計から下水道事業特別会計への繰出金が一般会計の大きな負担となることが見込まれ、また、一般会計においても臨時財政対策債に係る公債費

負担が大きくなっていることから、平成25年度において減債基金に3億円の積み立てを行いました。

今後も岩出市減債基金条例のとおり市債の償還に必要な財源として、将来にわたる市財政の健全な運営に資するため、当該年度の減債基金取崩額、一般会計における公債費及び下水道事業特別会計における公債費等を勘案し、積み立てを行いたいと考えております。

次に、3点目の不用額につきましては、市ではこれまで健全財政の堅持を軸として財政運営に取り組んでいるところでございます。不用額については、各事務事業において、コスト意識により削減を行ったものであります。また、予算編成時には見込むことが困難である事業の実績などによる差額でございます。

○松下議長 クリーンセンター所長。

○山本クリーンセンター所長 増田議員、質疑4点目、排出される金属含有量から見て、前年度と比較して、どの程度の量が含まれてるかについてお答えいたします。

25年度のごみ処理量に含まれているスチール缶やアルミ缶は、総量で130.68トン、ごみ焼却量に占める割合は0.79%で、対前年度比は、総量で0.46トンの減、割合では0.02%の減となっております。

○松下議長 生涯学習課長。

○上野生涯学習課長 増田議員のご質疑にお答えいたします。

地域の伝統文化や岩出甚句、岩出踊りなどを継承していく上で、後継者づくりや人づくり面で、どのような考えのもとで施策が進められてきたのかについてですが、地域の伝統文化につきましては、貴重な地域資源として認識しており、根来の子守唄保存会では、放課後子ども教室で、根来の子守唄教室を開催し、岩出甚句につきましては、青少年育成市民会議が毎年開催しているスポレク大会において、岩出甚句と踊りの指導をいただいております。

また、多くの市民が参加される「いわで夏まつり」や「市民運動会」などのイベントで、岩出甚句や岩出踊りを実施しており、これらのイベントに参加していただくことが広く推進につながっているものと考えています。

今後もさまざまな機会を捉え、地域の伝統文化の普及、継承、後継者の育成に取り組んでまいります。

○松下議長 再質疑はありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 何点かお聞きをしたいと思うんです。

まず、1点目の地元企業関係なんかの経済活性化策についてです。

今、商工会なんかのお話、いろいろ出たと思うんです。この点で、商工会の方なんかと経済の活性化、これをどのように岩出市として進めるべきなのかと、また、そういった対策は何かないのかというような知恵を出していく、協力を市としてもそれに対して協力をしていく、そういったような商工会なんかとの会合ですね。経済活性化のための会合、こういうものなんかは、25年度、何回ぐらい開催をされて、その議題としては、どのようなことを議題として会合されてきたのか。この点をまずお聞きしたいと思うんです。

それと、ごみの観点なんですけど、今、るる数字なんかも言われていました。私、通告の中には、どの程度の量、排出されるアルミ缶、例えば、アルミ缶で1万2,660キログラム、鉄で11万8,020キログラム排出されてきています。こういう数値が出てきているわけなんですね。

今、岩出市では、粗大ごみから、粗大ごみの部分の中で、破砕する部分なんかがあると、たんすとかそういう部分、大型のそういう部分なんかも処理をしているということがありますから、一概に市民から出されたごみ袋の中に、そういったものが全て含まれているという数字ではないと思います。しかし、少なくとも岩出市として、このような数字の、かなりの数字だと思うんですね。例えば、アルミ缶で1万2,660キログラム出てきたと。例えば、市民から出されたごみ袋の中に、こういう1つの缶がたまたま入っていたと。そして、それを焼却炉で熔融したとしても、本当に微々たる数字しか、私は熔融炉の中で残渣として残らないんじゃないかというふうに思うんです。

そういう点でいうと、1万2,660キログラム出てきたということは、そういった缶の数としたら、何千本なんですか。何万本なんですか。この量から見て、そういう数字というのは、どのぐらいの量のごみの中にまざっている。そういうふうに考えておられるんでしょうか。

また、この鉄という部分なんかにおいても、これかなりの、11万という数字ですのでね。この数字を見る限り、もう岩出市のごみの中には、もうアルミ缶は、鉄のそういう部分なんかが、もうむちゃくちゃ入ってきているというような数字ではないんかというふうに思うんです。

そういう点では、おのおのアルミ缶や、こういった鉄のスチール缶という部分なんかも、どのぐらい岩出市としては、市民からごみの中にまぜ込まれて入ってきているのかという点をお聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

市と商工会との情報交換、また、意見交換という場におきましては、公式なもの
といたしましては、毎年5月、6月に開かれます通常総大会、また、これ以外にも、
青年部、女性部との総大会等に出席して意見を伺っております。それ以外に不定期
ではございますが、情報交換会として開催し、また、お呼びいただいて意見を交換
しております。

これらによりまして、昨年度は、いわdeコン、婚活事業ですね、商工会でやっ
ていただいた婚活事業でありますとか、楽市、夏まつりと同時開催のいわで楽市で
ございます。そういったものであるとか、岩出のクーポン、こちらの発行などにつ
いての意見交換、また、提案などをいただいたところでございます。

以上です。

○松下議長 市長公室長。

○湯川市長公室長 商工会との会議ということでございますが、商工会の青年部、女
性部を対象にいたしまして、市政懇談会を毎年実施してございます。議題につきま
しては、一応、市政全般ということでございます。

○松下議長 クリーンセンター所長。

○山本クリーンセンター所長 増田議員、再質疑にお答えいたします。

まず最初に、クリーンセンターの処理システムでございますが、アルミ缶とかス
チール缶、鉄類、アルミ類につきましては、熔融炉には入りません。その前のガス
化炉というところから、砂と一緒に流動床のほうへ回ってきますので、600度から
700度程度のところでございますので、熔融ということで溶けるということはござ
いけません。アルミ缶につきましては、多少減量はされるかと思えます。

それからアルミのトン数でアルミ缶に直すということでありますが、アルミ缶、
大体標準的なもので、20グラムでございます。本数に直しますと、63万3,000本、
スチールにつきましては、全てがスチール缶じゃないと考えております。いろい
ろなもの、うちのほう、鉄のほうはまじってきますので。ですが、スチール缶に換算
いたしますと、327万8,000本程度でございます。

以上です。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 再度、確認だけしたいんですが、市のほうから出されてきた、先ほど私はアルミで1万2,660キログラム、鉄11万8,020キログラムという数字を出したんですが。それを本数に換算したら、今、言われた63万本とおのおの327万本、これ確認したいんですが、今の数字というのは、市民の方が出すごみの中に、それだけのごみがまざっている。そういう認識でいいんですか。ちょっと数字的に見ると、余りにも本数がちょっとかけ離れている、自分の中の実態とは、思ってる数字とは本当に違う数字かなと思うので、確認だけしておきたいんです。市民の方が出されたごみの中に、今、言われた63万本と327万本が、岩出市の焼却炉の中で、それが処理されているということでもいいんですか。この点だけ、再度お聞きをしておきたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

クリーンセンター所長。

○山本クリーンセンター所長 増田議員、再々質疑にお答えいたします。

全てごみの中に入っている分でございます。生ごみ、可燃物ごみの中に入っている分でございます。スチールにつきましては、先ほど言っていたとおり、粗大ごみの中に入っているものもありますけれども、アルミにつきましては、9割以上はそこに、アルミ缶でございます。

○松下議長 これで議案第40号の質疑を終わります。

続きまして、議案第41号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 次に、41号の国保会計で2点を聞きしたいと思います。

今、国民健康保険会計、大変な状況になってきていると思います。その中で、特に、医療給付費、これをどう抑えていくのかと、これが大きな問題だと思うんです。その点では、岩出市として、以前にも若干お聞きしたこともあると思うんですが、市民の方の病状別とか、どんな岩出市としては特徴面があるのかというようなことなんかも、実際にきちんとやっぱり年度年度で把握していく、こういうことが非常に大切になって、そして、そのための予防の手だてなんかも行政が講じていく、こういうことが、この医療費を減らすために本当に求められてきていると思うんです。

そういう点においては、この25年度、この国保会計においては、こういった給付、この給付を減らすために、市として、いろんな調査や検討、分析、こういうものなんかも行われてきたと思うんですが、市としては、それを踏まえて、どのような総括というのですか、25年度の国保会計を見て、どのような総括、これをされてきた

のかという点を、まず、お聞きしたいと思います。

それと、決算をしてみますと、一般会計に1,721万円、これが繰り出されてきている、こういうものになってきています。しかし、今、国民健康保険会計においては、基金というものにはほとんど数十万円程度しかお金がないというふうになってきていると思うんです。そもそも基金というものについては、なぜそれが創設されてきたのかと、これについては、まさに不測の事態が起きたときに対応できるようにするために基金というのが設けられてきていると思うんです。今の現状で、不測の事態、これが起きたときには、市としてはどのような考えをとっていくという方向を出されてきて、考え方を持ってきていたのか、この点をお聞きしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

保険年金課長。

○坂口保険年金課長 増田議員ご質疑の1点目にお答えします。

本市国保利用者の療養給付費についてですが、平成25年度の診療費が最も多かった疾病は循環器系の疾患で、次いで損傷及びその他の外因の影響、そして、新生物の順になってございます。

また、診療費が最も多かった循環器系の疾患について、さらに細かく見てみますと、高血圧性疾患、虚血性疾患、その他の心疾患の順に診療費が多くなっております。

こうした医療費の動向を踏まえますと、高齢者や生活習慣の変化による影響があらわれているものと考えております。中でも循環器系の疾患に多額の診療費を要していますが、重症化した心筋症や脳梗塞といった疾病は減少していることから、日ごろから適度な運動や食生活の改善など、市民の健康に対する意識が高まってきているものと考えております。

市といたしましては、医療費給付は、前年度と比較して1億円ほど下がってはおりますが、今後も医療給付費の抑制に向けた市民の健康意識のさらなる高揚を図ることができるような効果的な広報啓発や生活習慣病の予防を目的とした特定健診の受診勧奨など、保健事業の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

2点目でございます。一般会計に1,712万1,000円の繰出金は、平成25年度国保会計において黒字が見込まれることから、一般会計へ繰り出したものでございます。

なお、当該年度において、一般会計から国保会計にルール分として3億1,809万7,917円を繰り入れているほか、ルール分以外としても3,668万1,000円を繰り入れ

ているような状況でございます。

以上でございます。

○松下議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 通告、せつかく通告を出しているんですが、お答えにならなかったのもうあえて答弁漏れとは、もう指摘しませんが、通告の中には、不測の事態、これが起きたとき、市としてはどう対応をとるのかというのは、答弁の中では一切ありませんでした。何のために通告を出しているのかと、私は聞きたいと思います。それについては、再度、答弁をしていただきたいと思います。

それと、この国保会計の中において、この基金という制度そのもの、岩出市として、国保会計の基金というものは、どうあるべきなのか、どのような対応として、この基金が設けられてきているのか、この点、その基金の点において、明確にこの基金の制度というものが、岩出市としてなぜ必要なのかと、なぜ設けられているのかと、この点について、改めてお聞きをしたいと思います。

以上、不測の事態の点と基金、これは市としてどう捉えているのかという点、この点について、再度お聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

保険年金課長。

○坂口保険年金課長 増田議員の再質疑にお答えをします。

何のために基金制度があるのかというようなことにつきましては、これは、健全な国民健康保険の運営を維持していくための基金制度であるということは認識しております。

しかしながら、現在、国保会計は非常に厳しいということも議員ご承知していただいているとおりでございますが、そういう中で、一般会計から繰入金を入れている状況をかんがみますと、基金へ余剰金を積み立てするというようなことは、現時点では考えておりません。

不測の事態が起きたときの対応ということですが、これも一般会計からの繰り入れをしている、それはもう最小限にとどめるべきものであるということは、これはもう認識をしております。そんな中で、ただいまは、現時点での保険給付費の不測の生じた場合は、これは、緊急避難的に一般会計から繰り入れをして、事業運営をしているということでございます。

以上でございます。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今の答弁だと、不測の事態、これが起きたときは、全て一般会計からお金を繰り入れると、そういうことになります。国から、こうした基金、国保会計において基金を創設しなさいというような通達、こういうものなんかも来ていると考えますが、そういう部分の中では、国のいわゆる指導ですね、国の指導においては、基金というのは、どういうふうに対応すべきだというような通知、また考え方、国保基金についての考え方、こういうものは通知というようなものなんかは、どのようなものが来ているのでしょうか。

本来ならば、そういった不測の事態に備えるために、基金として一般会計からお金を繰り入れないでも、その対応ができる、そのようにするために、基金が設けられているのではないのでしょうか。

この点について、国からの通達や、そういう国の指導、これはどのような形のもので来ているのか、この点、確認をしておきたいと思います。

以上です。

○松下議長 答弁願います。

保険年金課長。

○坂口保険年金課長 増田議員の再々質疑にお答えをします。

国からの通達、報告が以前にございます。そこには積立金額については、明確な規定はありません。ところが、やはり目安としまして、国民健康保険の財政基盤の安定強化の観点から、保険者の規模等に応じた安定的かつ十分な基金の積み立てることとされております。その積立金の額につきましては、これはもう明確な規定はないということをございます。

以上でございます。

○松下議長 これで、日本共産党議員団、増田浩二議員の、議案第41号の質疑を終わります。

しばらく休憩いたします。

執行部の説明員の入れかえのため、しばらく休憩いたします。

午前10時15分から再開いたします。

休憩 (10時05分)

再開 (10時15分)

○松下議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

2番目、尾和弘一議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 おはようございます。

まず、順序に従いまして、岩出監査委員、15号、16号、続きまして、46号まで質疑をさせていただきたいと思います。

まず、監査委員にお聞きをしたいと思います。水道事業会計の審査意見書についてであります。これについては、水道料金の未収金対策について、解消に努められたいということを主張されております。その実態を把握して、指摘をされてきたのか。それについてお聞きをしたいと思います。

それから、2番目に、事務事業の見直しを指摘をしたということですが、具体的にどのような指摘をされたのか、お聞きをしたいと思います。

それから、利益剰余金、すなわち黒字になっている現行の水道料金体系に問題があると考えるところがありますが、監査委員の見解について、お聞きをしたいと思います。

○松下議長 監査委員。

○安居代表監査委員 尾和議員の質疑についてお答え申し上げます。

まず、1点目の、水道料金の未収金対策につきましては、現在、督促なり催告、あるいは裁判所に支払督促申立を行っており、今後とも法にのっとりた手続を推進するよう指導しております。

2点目の、事務事業の見直しを指摘しているが、具体的には何かにつきましては、より一層の合理的、効果的な経営に努力され、緊急時における危機管理体制の強化も含めて、安全で良質な飲料水を安定供給し、市民生活の向上と福祉の増進に寄与するように努められたいということで、意見として書いております。

次に、3点目の、利益剰余金につきましては、今後の送水管等の大規模更新事業や地震による破損を防ぐための耐震化工事等に充てるための資金であり、大幅な水道料金の値上げをせずに対応していくため、設定された料金制度であると認識してございます。

以上です。

○松下議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 代表監査委員、抽象的に答弁されるので、私は具体的に聞いておるんですが、例えば、水道料金の未納の問題、これがどのような実態であるのかということをチェックをして、その上で把握をされているのかなというのが1点疑問なんですよ。

実際、どれだけの未納、どういう理由で未納になっているのか。その上で監査委員として指摘をしたというのであればわかりますが、今、ご答弁をいただきましたが、法にのっとってと、催促なりそういうことをやっているということでもあります。

それから、2番目の事業見直しについても、合理的かつ効果的などということ言われるんですが、見直しを指摘しておるんですから、どこの点を見直しすべきだという認識でおられたのかということ聞いておるわけでありまして。その点について、再度、お聞きをしたいと思えます。

○松下議長 答弁願います。

代表監査委員。

○安居代表監査委員 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

まず、1点目の、未収金の実態についてというご質疑でございますが、それぞれのパターンがたくさんございます。それにつきましては、事務当局のほうから、一々説明は聞いてございませんが、適正な委員会のほうで議論した結果を聞きまして、それで了解をし、督促状なり催告状、あるいは支払督促申立がどの程度あったとか、そういったものを聞きながら、指導しているところでございます。

また、2点目の、事務事業の見直しを指摘してという点の再質疑でございますが、これはあくまでも事務事業については、不断の努力が必要であるよということ、経営感覚を持って、その意識を、職員も含めて徹底してもらいたいという意味合いで指導しているものでございます。

以上でございます。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

続きまして、監査委員意見書第16号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 16号、監査委員のほうから出されている意見書について、質疑をしたいと思えます。

一般会計で単年度収支が24年度に比べて5,000万円近く黒字になっております。監査委員として、この見解をどのような見解をお持ちであるのかお聞きをしたい。

それから、以前から、行政監査もすべきであると指摘をしてきているわけであり

ますが、行政監査の実績については、されたのか、されていないのか、何件、行政監査をしてきたのかお聞きをしたいと思います。

それから、滞納の実態を詳細に把握するとともに、適切な措置を講ずるべきであるということを述べられております。具体的にどのような指摘をされてきたのか、お聞きをしたいと思います。

それから、補助金に関してであります、昨年と同様、交付団体との会計事務処理に言及されております。何を指導されたのか、改善した事項についてお聞きをしたいと思います。

それから、最後になりますが、予算の決算、予算と決算の乖離ですね、流用件数、これは依然として多いのでありますが、これについては、監査委員として、どうい
うご見解を持っておられるのか、お聞きをしておきたいと思
います。

○松下議長 答弁願います。

代表監査委員。

○安居代表監査委員 尾和議員の一般会計における平成25年度の決算についての報告
についての質疑、1点目の、単年度収支が前年度と比較して5,000万円近く黒字に
なっている、監査委員としての見解の点でございますが、予算の執行が適正で効率
的に行われているかどうかを主眼として、私どもは審査を行いました。予算の執行
が適正で効率に行われているという認識を持ってございまして、今後も健全財政の
堅持に努めていただきたいと思いますと考えてございます。

次に、2点目の行政監査の件でございますが、例月検査時におきましては、行政
監査の観点から、各課の事務事業が法令等に従って適正に処理されているか、費用
対効果に配慮したものとなっているかを考慮し、監査に努めているところでござい
ます。

具体的には、例月検査において、現金出納の検査に加え、例えば、契約関係の財
務規則に沿った手続をとっているかとの検査や、事業における効果の説明等も求め
てございます。

次に、3点目に、滞納の実態を詳細に把握するとともに、適切な措置を講ずるべ
きであるが、具体的に指摘されたのかにつきましては、この意見につきましては、
安易な不納欠損処分とならないようにという旨を、一般的な意見として書かせても
らってございます。

なお、不納欠損処分につきましては、適正にされており、問題はありません。

次に、補助金に関してでございます。補助金に関して、交付団体の会計事務処理

に言及されていますが、何を指導されたのかにつきましては、交付先の団体での会計事務処理が適正になされるように、交付元である市から指導に努めていただきたいという旨を意見として書いてございます。

改善事項については、特にございません。

5点目の、予算と決算の乖離及び流用件数についての監査委員としての見解につきましては、予算と決算の乖離につきましては、医療扶助費の減や入札差額等により生じたものでありまして、今後も予算の計上については、十分精査していただきたい。

また、流用につきましても、地方自治法の規定により認められた行為ではありませんが、今後も安易な流用はなすべきではないと、このように考えてございます。

以上です。

○松下議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 2番目の、月例の際にやっているというお話であります。これについては、記録をとっておられるのか、お聞きをしておきたいと思えます。

それから、補助金についてであります。これ、過去にあったんですが、各諸団体が会計処理をして、会計及び監査委員の方があると思うんですが、その会計事務を市職員がやっていることはないのかどうか、やっているとしたら大きな問題でありますので、ここら辺についてはチェックをされたのか、実際ないというのであれば結構ですけれども、チェックをされているのか、そこら辺について、再度お聞きをしたいと思えます。

○松下議長 答弁願います。

代表監査委員。

○安居代表監査委員 尾和議員の質疑にお答えいたします。

まず、2点目の行政監査に係ることで、記録をとっているのかということでございます。これは、私は常に基本的な立場として、行政監査の視点を持って、検査なり例月も含めてやってございますので、特に、記録とかいうことではなしに、常に支出した場合、あるいは契約した場合の法的根拠なり、いろんな規則、補助金にのっとっているかどうかということ等を常に何回も何回も確認してやってございますので、たくさんございますし、記録を取ることはなしに、常に職員にそういう意識を持っていただくための指導としてやってございます。

次に、補助団体の件でございますが、全てを把握しているわけではございません

が、職員がその職にあつて、必要な場合もあるかも知れませんが、今のところ議員おっしゃられました全てについての把握はしてございませんが、もしそれが適切でないとなれば、それは改めるべきだと、このように考えてございます。

○松下議長 再々質疑はありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 監査委員というのは非常にボリュームも多いし、過去の監査委員に比べたらペーパー1枚で議会に報告があったことに比べたら、非常に努力されていることについては高く評価をしたいと、私自身も考えております。

ぜひ、行政監査、多岐にわたっておったとしても、やはり、その都度その都度、事務局に指示をして、この点については指摘したと、記録をもって、やっぱり処理をしておく。そして、後から検証するというようなことが大切になろうと思いますので、それはぜひ、実際、指摘をした事項については、とっていただきたいと。

それから、補助金の問題についてですが、監査委員は今のところわからないということでもありますので、これについては、早急に監査委員という立場で、この実態把握に努めていただきたいと。その点についてご答弁をいただきたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

代表監査委員。

○安居代表監査委員 尾和議員の再々質疑にお答え申し上げます。

1点目の、行政監査的手法に基づく報告と、あるいは指摘等でございます。私は言葉の上では、議員、指摘とおっしゃいますが、監査委員の立場からすれば、指導ということでございますので、指導でございますので、特に、記録はとってございませんが、原課には事務局を通じて、これを徹底指導するように、また、市全体でも取り組むようにということについては、常々申し上げておまして、そのようにやっていただいと認識してございます。

また、2点目の交付団体の事務職員の事務処理については、全て私把握しているわけではございませんので、その点につきましては、一応、今後、調べさせていただき、適正でなければ適正の方向に持っていくように努力いたしたいと、このように考えてございます。

以上です。

○松下議長 続きまして、議案第40号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第40号、一般会計の25年度決算に関して質疑をさせていただきます。

時間的な制約がありますので、まず第1回目は、この通告に従ってやってきたいと思います。

ページ数は頭のところに打っていますので、ページは省いて、まず第1点、議会の公開にすべきであるというふうに考えておりますが、ユーチューブあるいはフェイスブック等を利用して、議会をより多くの市民の皆さんに公開をしていくということが大切であろうと思います。これについてお聞きをしたい。

それから大阪バス方面に関してであります。JR砂川駅の朝、非常に渋滞状況にあるということをお聞きをしております。これに対する対策をお考えなのかどうか、お聞きをしたいと思います。

それから、JR岩出駅の活性化と整備改善についてであります。この間、本会議でも多数の同僚議員が指摘をしているわけですが、現在、どのような状況にあるのか、お聞きをさせていただきたいと思います。

それから、具体的な資格取得に向けて、どのような資格を検討されているのか。これはもう職員の研修のところの問題ですが、お聞きをしたいと思います。

それから、危機管理事業についてであります。危機管理監というのを設置をされて、危機管理監をもとに進められているものと思うのですが、庁内会議は、定期的開催をされているのかどうか、お聞きをしたい。

それから、高圧受変電事業に関して改善に寄与したということですが、具体的に数値としてどういう実態にあるのか、お聞きをしたいと思います。

それから、緊急時のデータ保管に関して、遠隔地保管を検討するという事を総括の中で述べておられますが、どのように検討しているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、回収機構の費用対効果について、どのような見解を持っておられるのか、お聞きをしたいと思います。

それから、敬老会ですね、これについては対象年齢の引き上げをするというように総括の中で述べられておりますが、どのような引き上げをしようとしているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、難聴児への補聴器購入補助事業についてであります。成人も対象にすべきではないかなというふうに思っております。現在、成人については、そういう補助事業があるのであれば、その内容についてもお聞きをしたいと思います。

それから、いわで御殿の入浴者数の過去5年間の推移については、どのようなになっているのか、聞きをしたいと思います。

児童虐待体制の充実とあるが、どのように強化をしているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、生活保護事業に関して、制度の変更によって諸問題が発生していると思うんですが、これについてはどのように把握をされているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、予防事業に関して副作用が言われている種別のものがあるんですが、これについてのご見解を、経過並びに見解をいただきたいと思います。

それから、堆肥化モニターを募集するということによって言われておりますが、これは具体的にどういう内容のものを想定されているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、家庭系ごみに関して目標に達しないと反省があるが、具体的に今後どうしていくのか、お聞きをしたいと思います。

地籍データの有料化ということで、27年度から考えているという表示がありますが、有料化した場合に、幾らの有料化になるのか。その点についてお聞きをしたいと思います。

それから、カーブミラーに関してであります。これは通し番号をつけて維持管理をしっかりすべきだということをお前々から私は指摘をしているんですが、維持管理についてどういう実態に現在あるのか、お聞きをしたいと思います。

それから、せせらぎ公園の室使用実績について、お聞きをしたいと思います。

それから、児童の学力向上ということで書かれておりますが、さきのテストの結果について、どのようなご認識があるのか、ご見解をお聞きしたいと思います。

以上が成果説明書の中の質疑であります。

それから、次に、議案書の中の点でお聞きをします。

訴訟費用の50万円については、何の事件の裁判の費用なのか。

それから、自治会助成金に関して、現在、年度当初のみで支給対象時期を2回に、1回だけ4月1日時点でということですが、これについては、支給対象時期を年度2回ぐらいに分けて、途中で自治会が結成された場合も支給対象にできないかというご意見があるんですけれども、これについて、ご見解をお聞きをしたい。

それから、被害者支援センターの負担金が今年度決算の中に計上されていないと思うんですが、従来のところには計上されていないので、ないかなと思うんですが、ほかのところには計上している可能性もありますので、もし支出してないのであれば、その理由についてお聞きをしたいと思います。

それから、防犯自治会活動補助金の10万円の支出先はどこか。

それから、車両名義変更ということではありますが、車両を名義変更するというの
はどういうことなのか、どこからどこに変更したのかお聞きをしたい。

公平委員会の開催回数は何回であったのか。

それから、市税過年度還付金の詳細説明、790万円余りあるんですが、これにつ
いてお聞きをしたいと思います。

それから、参議院選挙に関して、超過勤務手当の算出及び拘束時間、昼食につい
てということをお聞きをしたいと思います。

投票所を借上料の内訳はどうか。

それから、ポスター掲示板設置等委託料の詳細についてお聞きをしたいと思いま
す。

公報折込料について、これは1枚当たり幾らなのか。各新聞社に全紙に入れている
ものかどうかお聞きをしたいと思います。

委員加給というのは何なのかお聞きをしたいと思います。

投票立会人の人数、内訳をお聞きをしたいと思います。

それから、期日前投票立会人の、これも同様に内訳をお聞きをしたいと思います。

それから、ひきこもり者負担金について、110ページであります、これについ
てお聞きをしたいと思います。

それから、老人クラブ連合会助成金について、老人クラブ連合会に入っていない
人と入っている人との差について、非常にアンバランスがあるんじゃないかという
ふうに思っておりますが、これについてはどのようなご見解なのか、お聞きをしま
いと思います。

それから、予備費の充用の中で、829万5,000を充用しておりますが。当初予算で
十分対応できていると、不用額があるにもかかわらず、なぜ予備費から829万5,000
円を充用したのか。その理由についてお聞きをしたいと思います。

それから、顧問弁護士委託料について50万円の計上があるんですが、これは何の
ための委託なのか、お聞きをしたいと思います。

それから、岩出中、二中及び中央小の増減、これは普通財産、財産の目のところ
であります、これについての増減は何なのか。今まで毎年毎年計上しておきなが
ら、こういう増減が出てくる理由についてお聞きをしたいと思います。

それから大宮公園の6,400平米増については、これは何なのか。その他のところ
で9平米マイナスになっているが、これは何なのか。

それから、物品台帳及びこれらの維持管理は万全に実施されているのかどうか、

お聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

総務課長。

○藤平総務課長 尾和議員のご質疑、議会の公開にすべきであるかどうかのご質疑について、まず、お答えをさせていただきます。

現在、平成26年第1回定例会分から市ウェブサイト市の議会ページに本会議録を掲載されています。ユーチューブ、フェイスブック等での公開につきましては、議会の関係でございますので、質疑があったことを議会事務局にお伝えをさせていただきます。

次に、大阪方面バスについて、JR砂川駅の朝、渋滞対策ということですが、運行委託先である和歌山バス那賀株式会社に状況を問い合わせたところ、雨の日は多少の渋滞が発生することがあるとのことですが、一日中のダイヤに乱れが生じるようなことはないとのことです。なお、大阪府の渋滞対策につきましては、地元の自治体において対応していることと考えております。

次に、JR岩出駅の活性化と整備改善についてですが、和歌山線の利用者増及び岩出駅の活性化のために、スタンプラリーの実施やレンタサイクル等を行っているところです。岩出駅の整備改善については、バリアフリー化を事業主体のJRに働きかけ、早期実施に向け協議中でございます。

次に、資格取得について、どのような資格を検討しているのかについてですが、毎年各所属に対し、対象となる資格の調査を行い、資格内容の見直しを行っています。今後も同様、調査を行い、有効な資格取得を進めてまいります。

次に、危機管理事業についてですが、地域防災訓練や火災予防運動などの各事業の打ち合わせ会議を初め、台風襲来のおそれがある場合の対策会議等、随時行っております。

次に、緊急時のデータ保管につきましては、平成24年8月から大規模災害等が発生した場合に備えて、遠隔地のデータセンターに本市の重要なシステムのデータ媒体を保管する本事業を開始し、現在、週1回サイクルで定期的に遠隔地にデータを保管しております。

次に、訴訟費用は、何の事件の裁判かについてですが、訴訟費用82万5,300円につきましては、平成23年度の職員不祥事に対する懲戒免職処分等取消事件の控訴審についての費用でございます。

次に、自治会振興助成金につきましては、自治会振興助成金交付要綱第4条、こ

の助成金の交付対象は、当該年度4月1日現在において結成されている自治会等とするの規定に基づき、年間を通じ、自治会等の活発な活動と自治運営管理を行う自治会等に交付をさせていただきます。現在のところ、支給対象時期の変更は考えていません。

次に、紀の国被害者支援センター負担金についてですが、平成25年度は、負担金の支出はありません。平成22年度の市町村負担金支払いが開始された当初から3年間は援助するとしていたことから、平成25年度以降の支出はありません。

次に、防犯自治会活動補助につきましては、岩出市防犯自治会に支出させていただきます。

以上でございます。

○松下議長 行政委員会事務局長。

○木村行政委員会事務局長 尾和議員のご質疑にお答えいたします。

公平委員会の回数につきましては、平成25年度は、2月14日に1回開催しております。

続きまして、参議院議員に関しての超過勤務及び算出、拘束時間、昼食につきまして、投票日当日の投票事務や開票事務に係る超過勤務手当につきましては、岩出市職員の選挙事務従事に係る超過勤務手当及び休日勤務手当の支給に関する規則で定めております。その規則において、1時間当たりの単価は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律に規定する基準額の算出基礎とする超過勤務手当の1時間当たりの単価を超えない範囲で市長が定める額とし、昨年参議院選挙では、午前5時から午後10時までの、普通時間は2,200円、午後10時から午前5時までの深夜時間は2,400円としております。

勤務時間につきましては、投票日当日の投票事務にあつては、同法における基準額の算出基礎とする勤務時間を参考として、午前7時から午後8時まで開設している通常の投票所にあつては14時間とし、閉鎖時刻を時間繰り上げている投票所につきましては13時間としております。

開票事務につきましては、実際に勤務した時間により算出しております。

次に、期日前投票の事務につきましては、通常の勤務時間以外実際に勤務した時間に応じて、通常の超過勤務手当と同じ算出方法により算出しております。

職員の昼食につきましては、各自で用意することとしており、市からの支給はしてございません。

次に、投票所の借上料の内訳はどうかにつきまして、区・自治会などからお借り

している施設につきましては、1施設につき7,000円として、6カ所で4万2,000円となっております。それ以外の施設につきましては、教育委員会が管理する公民館に係るものとなっております。

続きまして、ポスター掲示場設置等委託料の詳細につきましては、市内133カ所のポスター掲示板の作成のほか、公示日までの設置から選挙後の撤去までの業務を一括して委託しているものでございます。1カ所につきまして4,200円となっております。

続きまして、公報折込料につきましては、選挙公報につきましては、選挙期日の2日前までに選挙人名簿に登録されている各世帯に配布する必要がありますが、それが困難な場合は、県選管に届け出て、選挙折り込みによる配布が認められております。岩出市では、新聞折り込みにより配付してございます。新聞を購読されていない方への補完措置としましては、公共施設へ据え置いたり、申し出された方には郵送してございます。

続きまして、委員加給とは何かにつきましては、選挙が執行される場合、定例の委員会以外にも委員会を開催するほか、選挙当日にあっても、各投票所の巡視や開票所での監視などに当たっていただいていることから、年間の報酬に加えて支給するものでございます。一選挙につき1人9,000円となっております。

投票立会人の内訳を求めるということにつきましては、当日の投票所の立会人は、市内19投票所2名ずつの38人分となっております。

期日前投票立会人の内訳を求めるということにつきましては、期日前投票の立会人につきましては、16日間に2人ずつで、延べ32人となっております。

以上です。

○松下議長 財務課長。

○小倉財務課長 尾和議員の質疑にお答えします。

23ページの高圧受変電事業の具体的数値につきましては、現在の力率は100%でございます。力率とは、瞬間瞬間の数値であり、100%にするために進相コンデンサで調整されています。新しい機器では、進相コンデンサの能力が100キロボルトアンペアから115キロボルトアンペアとなったことにより、調整能力が改善されています。

次に、76ページ、車両名義変更につきましては、土地開発公社の車を岩出市に名義変更したものでございます。

次に、313ページ、その他9平方メートルのマイナスにつきましては、西野289番

2と290番が国土調査により増加した分、合計1.61平方メートルと、宮20番2の一部を市道に移管して減った分11平方メートル、差し引き9平方メートルのマイナスでございます。

○松下議長 出納室長。

○井神出納室長 尾和議員のご質疑にお答えします。

物品台帳及びこれらの維持管理は万全かどうかでございますけれども、物品につきましては、年度中の増減を各所管において物品台帳に基づき維持管理しており、これに基づき各課から提出された物品出納計算書をもとに関係書類との照合を行い、適正な物品管理を行っております。

○松下議長 税務課長。

○松本税務課長 尾和議員のご質疑についてお答えいたします。

35ページ、回収機構の費用対効果をどう判断してるかについてですが、市からの負担金634万4,000円に対して回収機構からの入金5,374万4,806円でありますので、費用対効果があると考えます。

次に、94ページ、市税過年度還付金の詳細説明を求めるについてお答えします。

平成25年度の決算における市税過年度還付金の内訳は、個人住民税57件183万3,700円、法人市民税57件547万8,500円、固定資産税都市計画税2件5万6,200円、軽自動車税1件1,000円、配当割・株式等譲渡所得割61件37万6,986円、還付加算金33件20万400円、督促手数料1件100円、合計で212件794万6,886円でございます。

以上です。

○松下議長 福祉課長。

○寺西福祉課長 尾和議員のご質疑にお答えいたします。

初めに、難聴児への補聴器購入補助事業について、成人も対象者にすべきではないのかについてでございますが、岩出市難聴児補聴器購入費助成事業は、障害者総合支援法による補装具費支給制度の給付対象とならない軽・中度難聴児の補聴器購入に補助することにより、言語の発達のおくれを防ぎ、健全な発達を支援することを目的とするものです。したがって、成人を対象とすることは考えておりません。

なお、障害者総合支援法による補装具費支給制度の対象とならない軽・中度難聴者のその他の事業もございません。

次に、児童虐待体制の充実したあるが、どのように強化するのかについてでございますが、児童虐待対応体制の充実につきましては、平成22年度には福祉課への家

庭相談員の配置、平成25年度には保健師の配属や児童相談所等への対象児童を搬送するための車両の購入を行っております。

また、関係機関で組織する、岩出市子ども家庭支援ネットワーク会議の実務者会議について、平成25年度より和歌山県児童家庭支援センター職員に、平成26年度より和歌山乳児院の職員及び岩出警察署生活安全刑事課の警察官に参加いただいております。

児童虐待相談件数は年々増加しており、今後とも継続して関係機関の連携に努めてまいりたいと考えております。

次に、生活保護事業に関して、制度の変更による諸問題はどうかについてでございますが、生活保護事業に関しては、生活保護法の改正により、平成25年8月から生活扶助費の基準改定及び就労収入に対する各種控除制度の見直し等が実施されております。生活扶助費の基準改定につきましては、平成20年以降の物価変動等を勘案した結果、引き下げられるもので、激変緩和のため、3カ年かけて改定されます。

平成25年度において、個別ケースで生活ができないなどといった問題はないと考えております。

なお、生活扶助基準の見直しに伴い、他制度に生じる影響についても、ないものと考えております。

次に、ひきこもり者負担金についてでございますが、ひきこもり者社会参加支援センターは、ひきこもりへの相談、居場所提供や社会体験、就労支援等を行うための施設で、県と関係市町で運営費を負担しているものです。

負担割合は、県が2分の1、各市町は残りの2分の1を前々年度の利用実績に基づき決定される負担割合により、負担することとなっております。

以上です。

○松下議長 生活環境課長。

○居谷生活環境課長 尾和議員の質疑にお答えいたします。

堆肥化モニターの内容については、生ごみ処理容器を使い、4カ月間、生ごみの堆肥化に取り組んでいただき、その減量効果を検証するものでございます。

次に、家庭系ごみに関して、具体的にどうするのかについてでございますけれども、従前の取り組みを、さらに徹底するとともに、堆肥化モニターによる実証結果をもとに、減量効果につながる、こうした取り組み事例を市行事や広報いわで、市ウェブサイト等で広く市民に啓発するなど、家庭系ごみのさらなる減量化に努めてまいります。

以上でございます。

○松下議長 保健推進課長。

○福田保健推進課長 尾和議員の質疑、予防接種で副作用が言われている種別についてお答えいたします。

平成25年6月に、ワクチンとの因果関係を否定できない副反応が見られたことから、国より積極的な勧奨を差し控えるよう通知のあった種別として、子宮頸がん予防ワクチンがあります。平成26年7月4日の第10回審議の結果では、子宮頸がんワクチンの取り扱いは現状維持とし、引き続き、当面の間は、積極的勧奨は差し控えるとされており、本市においても、国の指示どおり、積極的な勧奨を差し控えているところであります。

以上です。

○松下議長 長寿介護課長。

○明渡長寿介護課長 尾和議員の質疑にお答えします。

敬老会対象年齢の引き上げをしようとしているがどうか、これについては、高齢化が進む中で、高齢者としての年齢に対する意識が変わりつつあることから、平成26年度は、数え71歳以上とし、以降、毎年1歳ずつ引き上げ、最終的に数え75歳以上とします。

続いて、いわで御殿の入浴者数の推移はどうか、過去5年間につきましては、平成21年度、入浴者数は7,839人、平成22年度、7,458人、平成23年度、7,842人、平成24年度、6,481人、平成25年度、6,109人となります。

続いて、老人クラブ連合会助成金について、高齢者のひきこもりを予防し、生きがいづくりや社会参加を促進することを目的に、老人クラブが実施する事業や活動に対して、実績報告を確認した上で助成しているものです。

以上です。

○松下議長 土木課長。

○田村土木課長 尾和議員のご質疑についてお答えいたします。

カーミラーの維持管理につきましては、平成25年度の点検の結果、2,307基中、補修を必要とするカーミラーは14基であります。実態につきましては、台帳を作成してございます。

次に、予備費の充用につきましては、平成25年9月15日から16日にかけての台風18号による豪雨により発生した山崎地区の浸水対策を解消または軽減するため、計画排水量の検討など委託業務したもので、地方自治法に基づきまして、予算外の支

出にあるためでございます。

以上です。

○松下議長 都市計画課長。

○松見都市計画課長 尾和議員の質疑にお答えします。

さぎのせ公園の室使用実績はどうかにつきまして、平成25年度は、建築工事実施年度であり、供用開始前でしたので、利用実績はございません。

○松下議長 地籍調査課長。

○藤田地籍調査課長 尾和議員のご質疑にお答えします。

79ページ、地籍データの有料化するとあるが、どうされるのかであります、市内全域の地籍調査の完成に伴い、現在、無料で交付している地籍データの有料化を検討するものでございます。

以上です。

○松下議長 教育総務課長。

○秦野教育総務課長 尾和議員のご質疑にお答えいたします。

107ページ、児童の学力向上とあるが、さきの結果はどうかについてでございますが、全国学力・学習状況調査の市全体の結果につきましては、小学生の成績は、年々県平均との差は縮小してきているものの、依然として県平均を下回る厳しい結果となっております。

さらなる対策につきましては、現在検討中ではありますが、成果を上げる学校も出てきているため、今後も本事業を継続してまいります。

次に、305ページ、岩出中、二中及び中央小の増減は何かについてでございますが、これは地籍調査による増減でございます。

以上です。

○松下議長 生涯学習課長。

○上野生涯学習課長 尾和議員のご質疑にお答えいたします。

大宮緑地総合運動公園の面積増につきましては、地籍調査によるものです。

○松下議長 岩出図書館次長。

○並松岩出図書館次長 尾和議員のご質疑にお答えいたします。

254ページです。この顧問弁護士委託料は、大門池、新池に係る土地共有入会権等確認請求控訴事件及び上告受理申立事件を委託したものであります。

○松下議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員　まず、砂川駅の問題であります。これは雨の日は混んでおるけれども、通常は別に問題ないというお話であります。実態を把握するために、私もあそこへ行って見たんですが、早朝のときには、やはり混んでいるんですね。雨であろうと、通常、雨が降ったから混むというのは、余り適当な答弁ではないのではないかなど。状態としては、非常に混雑をしているということは、実態把握をしていく中でありますので、対策を、これは泉南市とあわせて対応していただきたいということをお願いしておきたいと思えます。

それから、JR岩出駅の活性化についてですが、現在、今、協議中だと。協議中という答弁であります。どこまで進んで、どのようになっているのか、もっと具体的をお願いをしたいと思えます。

それから、資格の問題であります。有効な資格という表現しか言われていないんですが、具体的に持たないとだめだと思えます。ここら辺について、再度お聞きをしたいと思えます。

それから、高圧変電の問題であります。力率というのですか、改善されたというんですが、数値的にご答弁がないので、数値的にはどれだけの電力の使用量が減ったということなのか、そこら辺をお示しをいただきたいと思えます。

それから、遠隔地の問題であります。遠隔地保管を検討するという事で総括されているわけですから、現在、北海道のほうに保管をされていると思うんですが、何か不都合があるのかどうか、そこら辺があるので、検討していくということなのか、そこら辺、具体的にお聞きをしたいと思えます。

それから、地籍データの有料化の問題であります。地籍課長のほうから、これは検討するんだということでは言われましたが、成果説明書には、地籍の成果（データ）有料化と書いているわけですね。検討するとは書いていないんです。もう有料化はやっていくという、これだけ見ると、そうとらざるを得ないんです。

この地籍成果の有料化は、その後、検討するという言葉を追加されるんでしょうか、その点についてお聞きをしたいと思えます。

それから、市税過年度還付金の問題であります。これは、今、各地方自治体で大きな問題になっております過年度還付加算金ですね、これについて、岩出市は実際そういうことがあったのか、なかったのか。調査をされていると思うんですが、33件で20万400円という金額を、今、お示しをいただきました。各地方自治体で、今、先日もNHKのニュース等と言っているんですが、還付加算金の未払いの実態が明らかになってきて、今、5日時点で25万3,100人、13億円余りの金が返還をせざる

を得ないということに言われております。岩出市はそういうことがなかったのかどうなのか、実際調査中なのか、調査をした結果、どれだけのそういうことがあったのかということについて、これはいわゆる還付金の、これは一般の自営業者は余り関係ない、いわゆるサラリーマンの人たちが該当することなんですけれども、それについて、再度、具体的に数字を持っておられるのであれば、ご報告をいただきたいと思います。

それから、新聞折り込みのところ、公報折込料についての単価を私は最初に質疑をしたんですが、単価の報告がありませんので、それについてお聞きをしたいと思います。

それから、214ページの、これは答弁がなかったんですけれども、予備費を充当して、当初予算で、もう既に皆さんも見ておられると思うんですが、剰余金が発生しているのにもかかわらず、予備金のほうから820万円余りを入れて、不用額が2,000何万円あるんですよね。予備金をそこへ入れる必要ないんです。不用額が生じているわけですから。なぜこんな手札をするのか、これについては再度ご答弁をいただきたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

総務課長。

○藤平総務課長 尾和議員の再質疑について、お答えをさせていただきます。

まず、大阪方面路線バスの関係で、JR砂川駅の渋滞ということでございますけれども、これにつきましては、先ほども答弁をさせていただきましたように、大阪府の渋滞の対策でございますので、地元の自治体において対応していただいていると、このように考えてございます。

次に、JR岩出駅の整備の改善状況の協議中の中身ということでございますけれども、先ほどの答弁の中で、バリアフリー化と、私申し上げましたけれども、トイレの改修、それとエレベーターの設置について、JRに働きかけを行って、今、協議を行っている、そういうような内容でございます。

それから、職員の資格取得についての内容でございます。これにつきましては、具体的にということでございますので、平成26年度、今年度ですけれども、新たに小型移動式のクレーンの運転技能の資格であるとか、フォークリフト等の運転資格等、このようなものを追加して、充実にさせていただいているところでございます。

それと、緊急時のデータの保管についてでございますけれども、これにつきましては、平成24年の8月から、滋賀県の東近江市のほうにセンターがございまして、

そちらのほうに保管をしてございます。

それで、主要施策の中で、反省、改善と書かせていただいているのは、今後は通信による遠隔地へのデータ保管も検討していく必要があるということでございます。ご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○松下議長 行政委員会事務局長。

○木村行政委員会事務局長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

新聞折込料の単価につきまして、比例代表の公報につきましては、単価13円80銭、選挙区の公報につきましては、単価4円80銭となっております。

○松下議長 財務課長。

○小倉財務課長 尾和議員の再質疑にお答えします。

高圧受変電設備の具体的数値ということでございますが、メーカーに問い合わせたところ、新しい設備は、従来の設備に比べて、エネルギー消費効率が8%から10%改善されているということでございますので、力率が改善できたと考えております。

○松下議長 税務課長。

○松本税務課長 尾和議員の再質疑についてお答えいたします。

還付加算金未払いの件につきましては、岩出市では、現在、適正に対応しております。

以上でございます。

○松下議長 土木課長。

○田村土木課長 尾和議員の再質疑についてお答えいたします。

不用額があるのに、なぜ利用するのかということですが、当初予算に計上していない事業のためでございます。

以上です。

○松下議長 地籍調査課長。

○藤田地籍調査課長 尾和議員の再質疑にお答えします。

有料化されるのかということですが、通例により、他市町村と同様、有料化を検討するものであります。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 地籍課長の件だけれど、検討すると書いてないわけで、検討するという

ことを、この文章の中に入れるのかどうかということです。これだったら有料化が決まった表現ですから、検討するのだったら有料化するかせんかわからんから、もう少し明確にしていただけませんか。

○松下議長 地籍調査課長。

○藤田地籍調査課長 尾和議員の再質疑の問いでございますが、有料化だけでは判断できないということで、有料化を検討するということで考えていただければ結構だと思います。

○松下議長 地籍調査課長。

○藤田地籍調査課長 尾和議員のご質疑でございますが、近隣の市町村が手数料を徴収しておりますので、岩出市も徴収する必要があると考えておりますので、検討するという事でお答えさせていただきました。

○松下議長 事業部長。

○北村事業部長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

印刷にあるとおり、有料化いたします。ただ、中身については、今後、検討しなければならないということでございます。

○松下議長 尾和議員、よろしいですか。

○尾和議員 有料化ということやな。有料化するということやな。値段はわからんけれども、有料化ということ、そういう理解をしてよろしいね。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 税務課長のほうから、還付加算金の利息の支払いについては、適正であるということで、岩出市は、そういうことがないと、適正に処理をしたということで言われておりますが、そういう追加で支払いをするという対象の事案はないということで、再度、確認をさせていただきたいと思います。

○松下議長 税務課長。

○松本税務課長 尾和議員の再々質疑についてお答えいたします。

現在のところ、適正に対応しておりますが、過去の分につきましては、ただいま調査中であり、支払うべき事例があれば、早急に対応したいと考えております。

○松下議長 しばらく休憩いたします。

午前11時30分から再開いたします。

休憩 (11時20分)

再開 (11時30分)

○松下議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

続きまして、議案第44号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案第44号について質疑を行います。

25年度決算認定についてであります。3点にわたって質疑をさせていただきます。

まず、滞納繰越金の詳細ですね、138万何がしの件であります。

それから、2番目に、不明水調査業務委託料についてであります。どういう趣旨で、どういう内容で、どういうことで委託をしたのか、詳細について求めたいと思います。

それから、下水道布設工事の基準について、お聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

上下水道業務課長。

○梅田上下水道業務課長 尾和議員の質疑にお答えいたします。

まず1点目、滞納繰越金の詳細理由につきまして、下水道使用料の過年度分、平成22年度から24年度の滞納額で収納された138万6,570円でございます。

2点目、不明水調査業務委託についてでございますが、これは和歌山県下水道課から、平成24年6月29日付下第148号で不明水の調査依頼がありました。これは、平成24年6月21日から22日にかけて降った雨の影響により、通常より多い水が那賀浄化センターに流入があったため、依頼があったものでございます。

○松下議長 下水道工務課長。

○樫元下水道工務課長 尾和議員のご質疑にお答えします。

下水管布設工事の基準につきましては、日本下水道協会の発刊する下水道施設計画・設計指針と解説、及び岩出市下水道設計積算基準に基づき行っております。

○松下議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 ここで聞いているのは、滞納繰越金の詳細理由ということで、どのような要因で滞納につながっていったのかということ进行分析をされていると思うんですね。その理由を具体的に答弁ください。

それから、不明水調査の業務委託ですが、流水水量が多くなったということですが、この調査に500万円から必要性はあるのかなど、どういう調査をしたのかなど

いうのがあるんですが、それについて、具体的に答弁してください。

それから、下水道の布設工事についてであります。ここで私は聞いているのは、協会基準に従ってということですが、岩出市の下水管については、今、各地区で埋設工事が行われておりますが、私が聞きたいのは、市道、いわゆる管理道、あるいは私道、それから法定外公共物、あるいは里道とか、そういういろいろなもろもろの地目があると思うんですけれども、そこに埋設する際に、このところはだめで、この部分はいいですよという基準を設けておられるのかどうか。

これ、特に下水道埋設で、この前も議論を我々の中でしたんですが、私設道路、私道路については埋設しないと、あるところではしておるとか、里道に埋設をしているところもあれば、里道にはできないという見解を説明員がすると、基準がどこにあるのかわかりません。市民にとっては、今、この問題が喫緊の課題として出てきておりますので、そのことをご説明ください。

○松下議長 答弁願います。

上下水道業務課長。

○梅田上下水道業務課長 尾和議員の再質疑にお答えします。

まず、滞納繰越金の滞納している理由ということですが、滞納につきましては、現在、厳しく給水停止などで収納に努めておるところでございますが、理由については、個々に詳しくはお伺いしておりませんが、一般的には、生計、収入の不足であったりとか、生活の困窮であったりとか、そういった部分のことであろうかと思えます。

それから、不明水調査についてでございますが、これにつきましては、流域下水道の接続点のマンホールに流量計を設置して、約1カ月間の設置をして、流量を測定して、不明水の流入があるかどうかを調査したものでございます。

これの必要性につきましては、不明水につきましても、下水処理場で処理することになりますので、処理費用がかかってまいります。不明水をできるだけ少なくすることが、下水道の処理費を安く上げることにもなりますので、非常に重要と考えてございます。

以上です。

○松下議長 下水道工務課長。

○樫元下水道工務課長 尾和議員の再質疑にお答えします。

下水管布設工事の基準といたしまして、基本的には公道、市道、県道、国道につきましては、占用許可をとり、下水管布設を行っております。私道につきましては

は、土地権利者の同意をいただいて、同意が承諾いただきましたら、下水管工事をしておるところでございます。

里道につきましては、そこからでしか汚水が発生をとれない場合がありますら、下水管布設工事を行います。

法定外公共物につきましても、同様の対応をしております。

○松下議長 よろしいですか。

再々質疑をお願いします。

○尾和議員 課長ね、最初に私が言うたことに対して、正確に答えてもらわないと困るんですよ。そうしないと、これ質疑3回までしかできないんですよ。だから法定外公共物、里道、その他、私道を含めて、埋設できるのかというたら、答えなかったでしょう。そういう姿勢が市民に対してサービス精神がないということなんです。議会においても、そういう答弁をすること自体、問題だということの指摘をしておきます。

それで、今、言われたように、里道でも法定外公共物でも、そのところにしか埋設できない場合はしますということを行っているわけですね。しかし、現実的には、するところとしないところがあるんですよ。こんなアンバランスな形で、行政がやろうとすると、市民の間に不満が生じているということだけを言うておきます。

それから、不明水の問題であります。流量計を設置したということではありますが、その数値は幾ら出てきたんでしょうか。

○松下議長 答弁願います。

上下水道業務課長。

○梅田上下水道業務課長 尾和議員の再々質疑にお答えします。

数値については、手元に資料を持ってございません。結果といたしましては、大きな不明水につながるような結果は出てございませんでした。

○尾和議員 議長、今の答弁も不親切なんです。手元に持ってないから知らんと言っているんでしょう。後から出すように言うてください。

○松下議長 よろしいですか、報告できる。

○梅田上下水道業務課長 はい。

○松下議長 できますと、しますということで。

続きまして、45号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 45号は、議長、時間がないので、ちょっと質疑を上げていますが、パス

して、次の議題に移ります。

○松下議長 続きまして、46号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 46号の議案の質疑を行います。

まず、毎日当番委託料について250万円計上されておりますが、この内容についてお聞きをしたいと。

漏水修理等について、具体的に何件終了してきたのかということであります。

それから、量水器の取りかえ修理について、これは耐用年数を含めてお聞きをしたいと思います。

それから、有給休暇の消化率、水道局における有給休暇の消化率についてお聞きをしたいと思います。

それから、不納欠損金処分の内容について、具体的にお聞きをしたいと思います。

それから、備品除却の17万4,000円の内容についてお聞きをしたいと思います。

それから、加入施設分担金について、具体的にお聞きをしたいと思います。

それから、企業債償還に関して、高利率の償還終期について改善すべきであるというふうに考えておりますが、これについて市の見解をお聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

上水道工務課長。

○岩見上水道工務課長 尾和議員のご質疑にお答えしています。

まず、1点目、毎日当番委託料でございますが、突発的な漏水等に対応するため、岩出市管工事業協同組合に対し委託を行っているものでございます。

2点目、漏水修理等についてでございますが、内訳等になりますけれども、漏水修理171件、止水栓の交換173件、消火栓設置及び修理が4件、メーターボックスの移設及び給水管の移設が103件、コンクリートボックスの調整等が22件、メーター詰まりの解消が44件、その他といたしまして、仮設の配管等が28件の、合計545件となっております。

3点目、量水器取りかえ修理についてでございます。計量法の第16条、取引または証明に用いる計量器は、検定に合格し、かつ、有効期間内のものでなければ使用できないと規定されてございます。つきまして、有効期限内、水道のメーターに関しましては8年になりますけれども、その期間内に取りかえを行うものでございます。

以上でございます。

○松下議長 上下水道業務課長。

○梅田上下水道業務課長 尾和議員の質疑にお答えいたします。

有給休暇の消化実績はどうかということで、有給休暇の消化実績につきましては、平成25年1月1日から12月31日までの期間、1人当たり9.3日でございます。

続きまして、不納欠損処分等の具体的な内容ということで、不納欠損処分等181万6,434円につきましては、不納欠損に係るものが218件で117万5,343円、過年度分調定更正、これは漏水減免でございます、に係るものが28件で、64万1,091円でございます。

続きまして、備品除却の内容につきましては、備品除却の内容は、ノート型パソコン1台、ハンディーターミナル8台、デスクトップパソコン、これは上水道台帳用システム用でございます。これが1台でございます。

続きまして、加入施設分担金について、具体的に求めるということで、加入分担金につきましては、276件で、6,218万円です。施設分担金につきましては、56件で、5,759万6,217円でございます。

続きまして、企業債償還について、高利率の償還終期について改善すべきであるかどうかということですが、補償金免除繰上償還の制度につきましては、5%以上の利率について対象とするものであり、本市では、平成19年に利率8%の企業債を繰上償還しており、この制度を活用できる企業債は、全て繰上償還を行ってございます。

以上です。

○松下議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 有収率の絡みがあるんですが、漏水の修理を行って、その効果というのはつかんでおられるのか。修理をした後と、前と後の有収率についてお聞きをしたいと思います。

それから、量水器の取りかえについては、法的には8年ということですが、岩出市においては、5年サイクルぐらいでやられておるんですかね。こちら辺について、8年だから8年いっぱい使ってということなのか、その考え方についてお聞きをしたいと思います。

それから、有給休暇の問題であります。有給休暇が9.3日だということであります。消滅日数についてはつかんでおられるか、つかんでおられたら報告をいただきたいと思っております。

それから、備品の問題であります。この除却の問題については、固定資産台帳から削除されるということですが、固定資産税の絡みもあって、適正に処理をされているのか、再度お聞きをしたいと思います。

それから、加入及び施設分担金であります。これについては、さきの一般質問でも行いましたが、岩出市の場合、非常に高いという現状にあります。これについて改善をする意思があるのかどうか、考えをお聞かせください。

それから、企業債の問題についてであります。これについては、高利回りのところは、早く返還をして、低金利に変えていくという手だてが必要になってくると思います。

以上、質疑を行いますので、答弁、よろしく申し上げます。

○松下議長 答弁願います。

上水道工務課長。

○岩見上水道工務課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

有収率についてでございますが、24年度の全国的な平均が87.6%となっております。岩出市につきましては、25年度の実績が87.5%、24年度につきましては87.3%ということで、0.2ポイントではございますが、改善してございます。

引き続きまして、量水器の取りかえでございますが、7年目をめどに取りかえのほうは実施しております。ただ、どうしてもばらつき等ございますので、6年目に実施するケースも出てくるかとは思いますが、これにつきましては、総量的にバランスをとって交換してまいっておりますので、以上でございます。

○松下議長 上下水道業務課長。

○梅田上下水道業務課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

有給休暇の消滅日数につきましては、職員が14名おまして、全体で280日に対しまして、149.8日が消滅日数となります。

それから、備品除却につきましては、適正に処理してございます。

次に、分担金の金額の改善につきましては、現在のところ、すぐ改善は考えておりませんが、今後、水道ビジョンの作成を行い、その中で検討してまいりたいと考えております。

償還金につきましては、市といたしましては、繰上償還できるものを全て現在も行っております。今後でもできるものが、また、新たに発生しましたら、繰上償還はしていきたいと考えます。

以上です。

○松下議長 これ、46号の質疑を終わります。

これで、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、議案第40号から議案第46号までの議案7件に対する質疑を終結いたします。

しばらく休憩いたします。

午後1時15分から再開いたします。

休憩 (11時55分)

再開 (1時15分)

○松下議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

議案第40号から議案第46号までの議案7件の質疑は終了いたしました。

お諮りいたします。

議題となっております議案第40号から議案第46号までの議案7件につきましては、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、7人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにご異議ありませんか。

(異議あり)

○松下議長 ご異議ありますので、起立により採決いたします。

議案第40号から議案第46号までの議案7件につきましては、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、7人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに賛成議員の起立を求めます。

(起立多数)

○松下議長 起立多数であります。

よって、7人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

お諮りいたします。

決算審査特別委員会に付託いたしました議案第40号から議案第46号までの議案7件の審査につきましては、閉会中の継続審査とし、次の定例会の告示日までに審査が終わるよう、期限をつけることにご異議ありませんか。

(異議なし)

○松下議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第40号から議案第46号までの議案7件の審査につきましては、閉会中の継続審査とし、次の定例会の告示日までに審査が終わるよう、期限をつけるこ

とに決しました。

お諮りいたします。

決算審査特別委員会での審査につきましては、地方自治法第98条第1項の規定で、歳入簿、歳出簿の会計簿冊及び支出命令調書の検閲をあわせて行う権限を決算審査特別委員会に委任することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○松下議長 ご異議なしと認めます。

よって、決算審査特別委員会での審査につきましては、地方自治法第98条第1項の規定で、歳入簿、歳出簿の会計簿冊及び支出命令調書の検閲をあわせて行う権限を決算審査特別委員会に委任することに決しました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、宮本要代議員、玉田隆紀議員、田中宏幸議員、西野豊議員、山本重信議員、吉本勸曜議員、市來利恵議員、以上7人を指名いたします。

この際、ただいま選任いたしました委員の方に通知いたします。本日、本会議終了後、決算審査特別委員会を招集いたしますから、委員会室において、正副委員長の互選をお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第9 議案第47号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市外国語指導助手の賃金及び旅費等に関する条例の一部改正）～

日程第21 議案第59号 動産の取得について

○松下議長 日程第9 議案第47号 専決処分の承認を求めることについて（岩出市外国語指導助手の賃金及び旅費等に関する条例の一部改正）の件から、日程第21 議案第59号 動産の取得の件までの議案13件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、順次発言を許します。

質疑は、発言席からお願いいたします。

1番目、日本共産党議員団、増田浩二議員、質疑時間40分以内で、通告した議案を一括して、議案ごとに質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第47号から通告に従い、質疑をさせていただきます。

この議案第47号は、外国語指導助手に係る条例案です。この中では、以前



と変わったのは、初年度の賃金、これを下げて、3年目以降に賃金を上げていく、こういう条例になっています。以前は、年間通して360万円というものが、このように変わった理由、これについて、まずお聞きをしたいと思います。

それと、岩出市でもこの間、外国のこういう指導助手、採用されてきたと思うんですが、これまで採用されてきた人数と、大体、採用された方がどれぐらいの年数を指導助手としてされてきたのかという、任用年数、これもあわせてお聞きをしたいと思います。

それと、最初の1年目の賃金というのが、月額28万円となっているんですが、これだと、今まででは、年間360万円という部分の中で、所得税とか住民税の控除後というのを差し引いた額として360万円が保障されてきています。今回、月額28万円というのは、こうした住民税とか所得税、これを控除された、そういう額の手取り額なのか、この点をお聞きしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

教育総務課長。

○秦野教育総務課長 増田議員のご質疑にお答えいたします。

初年度の賃金を下げ、3年目以降に賃金を上げることとした理由はにつきまして、外国語指導助手は、一般財団法人自治体国際化協会を通じて、任用団体となる各自治体へ配属されます。そのため、一般財団法人自治体国際化協会が定める招致外国青年任用規則に準じた額としたものでございます。

次に、これまでの指導助手の採用人数と再任用年数についてですが、過去の指導助手の採用人数は9名でございます。うち、再任用した人数は8名で、再任用期間別で申し上げますと、1年が6名、2年が1名、4年が1名となっております。

次に、税額控除後の額となっているのかどうかにつきましては、今回の改正額では、全て税額控除前の額であり、所得税、住民税は、外国語指導助手の負担となります。しかし、租税条約に関する届出書の提出により、最初の2年間は、所得税、住民税は免除されるため、指導助手の負担はございません。

以上でございます。

○松下議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今までの採用されてきた方が9名だったということでした。そのうち、わずか1年という方が6名もおられたと。実際には、今回のこの条例の部分の中という、4年目、5年目というふうになっているんですが、市としては、基本的に

はこの外国語指導助手というのは、基本的には何年ぐらいを市としては、この外国語指導助手というのを、一番最初の年に採用するに当たって、そういう長期というのを、そもそも最初から想定されているのかどうか、この条例を見る限り、少なくとも5年は、そういう外国語指導助手を採用していくのが基本方針かなというふうを感じるんですが、その辺のところの関係、市の考えと、これまでは1年で6人という、わずか1年でやめられたというのは、何か理由があるのかどうか、この辺お聞きしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

教育総務課長。

○秦野教育総務課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

初めに、まず、ちょっとお断り申し上げたいんですが、先ほどの答弁の中で、私は再任用期間別で1年が6名というふうに申し上げております。つまり、再任用期間1年の者というのは、初年度を含めて2年ということになります。

市として、どれぐらいの期間を考えているのかということですが、前任者の、例えば、前任者の指導助手を例に挙げますと、大変優秀な人物でした。やはり、岩出市になれていただいて、岩出市の学校にもなれていただいて、子どもたちとの交流がスムーズにいく、また、市の行事などにも参加していただく、そういったことで、できるだけ長期に雇用して、なれて、子どもたちの授業も上手になっていただきたいと考えております。

ただ、この再任用につきましては、市教育委員会の考え、それから本人の再任用の希望、これが一致して初めて再任用となりますので、その点をお酌みいただきたいと思います。

以上です。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

続きまして、議案第49号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 49号の岩出市の家庭的保育事業に関する質疑をさせていただきたいと思います。

今回、提案されてきている議案、49号、50号もそうなんですが、51号もそうなんですが、実質的には、この出されてきた議案、市として議案として出されてきたというのは、わずか1枚もののこういうものでした。いわば厚生労働省、ここに書かれているように、厚生労働省に定めるという、そのものについて、読みかえ条例だ

と、実際には、そういう条例については、各議員さん、勝手に調べてよというような感じなのかなという、そういう部分なんですね。しかし、現実的には、条例案という部分の中では、この書かれてきている、この出されてきたこの議案、49、50、51というのが、実際には岩出市そのもの自身の基準というのは、どこにも書かれていません。

しかも、岩出市として、今回のこの国による子育て支援との関係の部分でいうと、保育行政というのを大きく変えていく、そういうことになろうかと思いますが、実際には、岩出市として、今後、どのように対応していくのかということすら、全くわかりません。市の提案理由の説明の中でも、一切そういう文言については、触れられませんでした。しかも、今回のこの条例の中の部分について、岩出市としては、こういうふうを考えていくとか、こういう方向性を持っていくとかいう、そういう補足のための説明資料、こういうものも提出されていません。

私は、こういう部分では、実際には、岩出市としてのしっかりとした基準がわからない中で、議員として、どうこの議案について対応していいのか、また、どのような違いが今後生じてくるのか、これは一切わからないというふうに思うんです。そういう点では、明確に当局のほうから岩出市としての基準、数値、こういう部分なんかの説明を求めたいと思います。これが、まず1点です。

それと、今、国の方でも、この法律ができる前、多くの皆さんからも、これは問題がある、弁護士協会なんかからも、これは大きな問題を含んでいるのではないかなというような指摘もありました。そんな中で、例えば、この地域型保育事業については、この新制度では、小規模保育事業については、A、B、Cの3つの型にするんだと、A型、分園型は、配置基準の保育者は保育士資格が必要となっていますが、B型については、2分の1だと、C型については、研修修了者としていく、そういうものになっており、保育士資格というもの、そのもの自身を、必要としてきていません。

こういう点を見てもみますと、専門家の方を初めとして、多くの問題点というのが指摘されてきました。それを岩出市として、このような基準にしたというのですか、読みかえということですので、その基準になるのではないかと考えるわけなんです。この点は、なぜこういうふうにしたのかと。

それと、実際には、今、言われている研修というのですか、そういうものについては、国家資格という部分の研修と、今後、この新制度で言われている研修修了者というのでは、大きな、子どもの命を預かる、こういう点においては、大きな研修

の中身の違い、こういうものも生まれてくるわけなんです。市として、こういった国家資格の研修と、中身は格段の違いがあるというような研修修了者でもいいんだということにした理由はなぜなのか、そしてまた、今回、行おうとしている、この研修修了者、これは誰が研修を行うのかということもあわせてお聞きをしたいと思います。

また、居宅訪問型の保育、これについては、こうした、今言ったような形の研修修了者と、そして、免責規定というものも、今回のこの新制度の中では、中身としてはなってきました。いわば密室の中で、国家資格を持たないというような保育者と、ゼロ歳から2歳という、こういう子どもが、まさに1対1という状況の中で、保育をしていくということになっていくわけなんです。

子どもの命、これを守る上、この子どもの命という点から考えてみて、まさに岩出市としては、質の確保というものが、私は求められるというふうに考えるわけなんです。岩出市としては、このような形として、市としては、このような状況になるんだという形については、どのように捉えられておられるのかという点をお聞きをしたいと思います。

4点目には、国で示された部分については、こうした地域型保育事業の中身については、食事という面については、外部から運んできてもいいんだというような形になってきています。しかし今、小さい子どもの部分の中においては、アトピーを持った子どもたちや、また、アレルギー、こういうような点を持った子どもさんなんかもおられるわけですね。そういう点では、実際には、そういう部分の中でもしっかりと自園調理という部分の中でするのが大切ではないかというふうに考えるわけなんです。

こういう食事の提供という部分なんかにおいても、こういう視点、これは市としてどう捉えられておられるのかという点をお聞きをしたいと思います。

最後に、今、岩出市では、認可外の保育施設として9カ所、岩出市のホームページの中をずっと開いていけば、市として、9施設が市としては認識していますよというのがホームページに載っています。

これらの施設ですね、これらの施設について、今度のこの新制度にかかわって、行政として管理運営面という点では、どのようなかかわり、これを持っていこうとしているのか、そしてまた、これまでは、どのようなかかわりを持ってきたのかという点、これをお聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

福祉課長。

○寺西福祉課長 増田議員のご質疑にお答えいたします。

まず、条例については、厚労省に定めるものの読みかえ条例であると、国基準というが岩出市としての基準が明確でない上に、岩出市として、今後どう対応していくのか、補足資料もなく、当局からの説明もありません。岩出市としての基準、数値等の説明を求めるについてでございますが、これまで、認可外の保育所とされていたものに対して、利用定員や保育士の配置基準、保育士の免責基準等新たに認可基準を定め、事業者に対して、地域型保育給付を行うものであり、岩出市独自の基準を設けておりません。

なお、内容につきましては、家庭的保育事業等を利用している乳児または幼児、3歳未満が、明るくて衛生的な環境において、素養があり、かつ適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとして、設備運営基準及び最低基準について規定し、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業、各事業の認可基準を定めています。

省令を見ていただくということでご理解くださるよう、よろしく願いいたします。

続きまして、国家基準において家庭的保育事業、小規模保育事業C型などでは、国家資格を持つ保育士ではなく、研修修了者でもよいとされている、国家資格の研修と中身は格段の違いがあるが、研修修了者でよいとした理由はなぜか。また、誰が研修を行うのかについてでございますが、現在、新制度移行前の認可外保育施設の保育者に対しては、資格要件や研修義務はございません。新制度は、これらの施設に対し、新たに保育者に対する基準を設け、基準を満たした施設には、公費を給付するということで、保育の質の向上を図るものです。

なお、研修については、市町村長が行うとされておりますが、現在、研修主体については、県においてご検討いただいているところです。

続きまして、居宅訪問型保育は、研修修了者と免責規定がないとされているが、密室の中で国家資格を持たない保育者と、ゼロ歳から2歳の乳児が1対1となる。子どもの命を守る上で質の確保が求められるが、市としてどう捉えているのかについてであります。保育者の資格としては、研修を修了した保育士または保育士と同等以上の知識及び経験を有すると認められた者となっております。

認可において必要な保育者の研修内容は、現在、県と協議し、検討しております

が、市としては、保育の質の確保、児童の安全を第一に考え、認可する場合の保育者の研修内容については、質の高い研修内容としていきたいと考えております。

続きまして、食事の提供において、外部搬入としているが、アレルギー、アトピー対策の面でも、自園調理にしなかったのはどういう理由なのかについてであります。食事の提供につきましては、連携施設または近隣にある同一及び系列施設が経営する小規模保育事業、社会福祉施設からの外部搬入は認められておりますが、基本的に自園調理となっております。

次に、認可外保育施設として、9カ所がホームページに載っているが、現在、これらの施設について、行政として管理運営面では、どのようなかわりを持っているのかについてであります。9カ所の認可外保育施設については、児童福祉法第59条、岩出市認可外保育施設指導要綱に基づき、年1回の立入検査を行い、基準に基づく運営状況を確認しております。

以上です。

○松下議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 認可外保育施設、今、9カ所あるということなんですが、今回のこの条例制定に当たって、これらの施設の方なんかには、将来的には、市として、こういうふうに考えていますというような説明なんかはされてきたんでしょうか。それが1点です。

もう一点は、今、質の高いものにするから大丈夫なんだというような答弁でした。お伺いしますが、実際には岩出の公立の保育所なんかでも、保育士さん配置がされてきています。こういった国の国家試験としての保育士さんの研修時間、これはどのぐらい国家試験の部分の中では、持っておられる方は、どのような研修時間、これをされてきて、この保育士さんになってきたんでしょうか。

そしてまた、言われている市が今後取り組んでいくという、研修修了者という方と、どれぐらいの違いがあるのか、研修時間の差がどれぐらいあるのかと。一説によると、研修といっても、5時間から10時間程度というようなことなんかも聞こえてくるわけなんです。果たしてそういうような時間だけで、研修されたというだけで、本当に市が言う質の高い、そういう保育士というのですか、本来であれば、子どもの命を預かっていくという部分の中では、やはりしっかりと、そういう研修があってこそ、子どもの命を守っていける、そういうふうになっていくと思うんですが。

そういう点での研修内容というのですか、その国家資格を持っている方の保育士さんと、市がやろうとしている認めていくという、そういう保育士さんとの違い、どれぐらいあるのか、この点、お聞きしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

福祉課長。

○寺西福祉課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

まず、認可外保育施設の周知についてでございますが、これは今後、周知してまいっていききたいなど、そのように考えてございます。

質の高いものにするから大丈夫というふうなことで、研修時間等々のことを、今、お話伺っていますけれども、地域型保育事業において、小規模保育事業、それから、家庭的保育事業、事業所内保育事業、これ、いわゆる認可外保育施設で行っている事業でございます。これらの施設に一定の基準を与えることによって、公費を給付すると、インセンティブを与えることによって、今、認可外保育施設の質を上げていこうと、こういった狙いの今回基準でございます。

研修の内容ということでございますけれども、先ほども申しあげましたように、認可外保育施設、今のところ、資格要件というのが非常に低いものになっているので、そこは引き上げていくような形で、例えば、小規模保育事業で、A型でしたら、保育士もしくは保育士と同等の資格の者がいるとか、B型でしたら、2分の1以上は保育士、そういったことで、資格基準を定めてございますので、質は上がっていくのかなど、このように考えてございます。

それから、研修期間でございますけれども、一般に保育士をとっていただくときは、短期大学へ行って2年間、その資格をとっていただくのかなどと思いますけれども、今後、その研修については、県と協議しながら、そういった規格を満たすような形で検討してまいりたいなど、そのように考えております。

居宅訪問型保育事業については、逆に、もともと保育資格を持っておる者が、さらに研修をして、その資質を上げると、そういった形になってございますので、ご理解いただくよう、よろしくお願いたします。

以上です。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 岩出市の場合、私立、ゼロ歳児という点においては、ゼロ歳児から預かっているいただいていると、公立の部分については、ゼロ歳児の要望がありながら、1

歳児からしかされていないという状況があるわけなんですね。そういう点でいうと、今回の、特に、ゼロ歳児とか1歳児とかという、こういう子どもの保育にかかわって、岩出市として、しっかりと子どもの命を守っていくと、育てていくという観点の中で、今の岩出市の保育行政というのがあると思うんですね。

一方では、しっかりした部分の中で対応していくと、そういう姿勢がありながら、今回の地域型保育という部分の中では、C型については、そういう市が市と同じようなレベルではないというような形の中で、研修修了者で対応されていくというふうになるわけなんですね。だから、ここにはやっぱり大きな違いがあると思うんです。

そういう点では、市として、ゼロ歳児、1歳児保育という部分の対応について、市として、こういう低年齢児の幼児保育という部分についての基本的な対応のあり方、考え方、これは基本的にはどのように考えておられるのかという点、最後にお聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

福祉課長。

○寺西福祉課長 増田議員の再々質疑にお答えいたします。

ゼロ歳児、1歳児の保育についてということでお答えをさせていただきます。

ゼロ歳児については、私立の保育所で今保育をしていただいているところですが、ゼロ歳児については、年度当初に待機児童がないということで、我々のほうは捉えております。1歳児保育については、取り組みをしております。

今回の条例案の基準というのは、ゼロ、1歳児の認可外保育施設で預かっている、そういった施設について、インセンティブを与えることにより、その質を上げたいと、そのような条例案でございますので、ご理解のほう、よろしく願いいたします。

○松下議長 続きまして、議案第50号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 この50号議案についても、先ほどと同じように、数字とか、また、市としての基本的な基準ですね。これも一切出されてきていません。それについては、市としての新たな基本的な考え方、これについて、この50号議案についても、お聞きをしたいと思います。

それと、今回のこの法律の改正については、非常に大きな、先ほども言いましたけれども、大きな変更があるわけなんですね。それについては、保護者に対して、



岩出市として将来的にはどうしていくんですという、岩出市としての基準というのはこうこうこうですというような、保護者に対しての説明会、少なくとも、今、保育所に預けられておられる保護者に対しては、そういった説明会というようなものは開催をされてきたのか。そして、もう既に開催されたのであれば、どのような形で対応されてきたのか。また、子どもを現在預けておられないという方もおられるんですが、来年度から、子どもを預かってほしいよという方もおられるわけです。そういう方に対しては、どのような対応、説明をされようとしてきているのかというのをお聞きをしたいと思います。

また、今回の、3点目として、実際には、この制度によって、大きく変わるのは、保護者と施設との直接契約になるという点が大きく変わってきます。そんな中で、定員というのですか、同じように、ここへ行きたいよと言ったとしても、その保育所枠の定員をオーバーすると、そういうことなんか起きてくるわけなんですね。そういう場合なんかには、直接、今回のこの制度の中では、施設が契約相手ということを選んでいくという中で、入所という部分の点において、保護者とのトラブルとかいうのは、どう捉えておられるのか。また、保育料なんかも決算なんかも見てみましても、やはり保育料の滞納という部分なんかも生まれてきています。こんな中で、そういう滞納経験者との関係で、いろんな面が懸念される、そういうことも考えられるんですが、この点は、市としてどう捉えておられるのか、この点をお聞きしたいと思います。

4点目には、今度は、長時間保育と、標準保育と、短時間保育というのですか、そういう部分なんかも含めて、いろいろ変わってくる中で、場合によっては、午後からの保育をするというような子どもさんも生まれてくるんじゃないのかと。そういう点でいうと、保育行政の中でいうと、やはり集団保育という部分の中で、そういう時間的に仮に出てくる子が、朝の9時から出てくる子もあれば、11時から出てくるとか、昼から出てくるとか、場合によったらね。そういう子どもさんがあった場合、集団保育という点においては、非常に難しくなるんじゃないかというような指摘もされてきていますが、この点では、こういう集団保育という面において、岩出市としては、どのように捉えているのかという点をお聞きしたいと思います。

また、保育現場のほうにおいても、新たに保育士においても、新たな負担というものも生じてくるわけなんです。これまでになかった保護者の保育時間量と、個々の保護者の、預かってもらえるという、そういった時間の年間時間なんかの保育時間量という管理義務も新たに発生すると聞いています。

また、それに伴って、制度の変更に伴って、保育士さんの配置というものなんかも非常に複雑になるということなんかも指摘というのですか、そういうことなんかもされてきています。

そういう部分の中で、じゃ岩出市として、そういう問題については、どのような対応策とか、対応、これを考えておられるのかという点をお聞きをしたいと思います。

最後に、私立保育所という部分と、私立幼稚園という部分が、この特定教育・保育施設という条例の中には関係してくると思います。この点では、今度のこの新制度において、これらの私立の保育所や私立の幼稚園、そういうところに対しては今後の方向や対応のあり方、こういうような点というのは、各施設が対応していくという問題になろうかと思うんですが、現時点で、岩出市としては、どのような方向性を各施設で持っておられるのかという点、どう認識をされているのかという点、この点をお聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

福祉課長。

○寺西福祉課長 増田議員のご質疑にお答えいたします。

まず、49号同様に、岩出市としての基準、数値等の説明を求めるについてでございますが、新制度において、事業者が施設型給付、地域型保育給付を受けるためには、市の確認を受ける必要があります、本条例は、その基準を定めるものであります。

国の省令、内閣府令で示された基準に準拠しているため、特に、岩出市として独自に制定した基準はありません。

なお、市の確認を受ける施設、事業者が遵守すべき運営基準に規定する主な内容としては、利用手続の説明、市の応諾義務、施設の目的等を定めた運営規定の策定や掲示等を定めています。

省令を見ていただくということで、ご理解くださるよう、よろしく願いいたします。

続きまして、保護者に対する説明会の開催はどう対応してきたのかについてですが、昨年度から継続して保育等を受けている児童については、11月の各利用保育所での継続利用申請時に説明を行う予定です。

平成27年度4月からの新規利用者については、12月の新規利用申込時に、一人一人個別に説明を行うこととしております。

続きまして、保護者と施設との直接契約となる中で、定員を超えた場合には、施

設が契約相手を選ぶこととなると。入所における施設と保護者のトラブル、滞納経験者との関係では懸念される恐れも出てくるが、どう捉えているのかについてであります。定員を超過した場合は、優先順の決定や利用調整については市が行うこととなっており、施設には応諾義務がございますので、トラブルはないものと考えてございます。

また、滞納により保育の必要性が損なわれるものではないと考えてございますが、利用調整の際に滞納者をどのように取り扱うかは、今後、国から取り扱いが示されることとなっております。

次に、保護者の勤務形態との関係で、午後からの保育の子どもも出てくるのではないかと。集団保育の面でどう見ているのかについてであります。新制度における保育の必要量の認定については、8時間と11時間の2区分となっております。例えば、午前8時から正午までのパートタイマーの家庭についても、保育の必要量は8時間認定となりますので、午後からの集団保育についても可能と考えてございます。

次に、各施設において、新たに保護者の保育時間量の管理も発生し、保育士の配置も複雑になるなど、現場に今以上に過密な負担を強いるものになっているが、市として、どう改善を図ろうと考えているのかについてであります。先ほどもご説明いたしましたように、保護者の保育の必要量については、8時間と11時間の2区分となりますので、大きな負担はないものと考えてございます。

次に、私立保育所、私立幼稚園などにおいて、新制度における今後の対応や方向性は、市としてどう認識されているのかについてであります。私立保育所及び私立幼稚園に対し、今後、説明会の実施を予定してございます。なお、説明会において、事業者の意向の確認を行い、また、地域子ども子育て支援事業の量の見込みに基づき、岩出市子ども・子育て会議の意見を踏まえ、岩出市子ども・子育て支援事業計画（仮称）に反映してまいりたいと考えております。

以上です。

○松下議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今、市のほうから説明がありました。しかし、今度は、今も言われていたように、標準保育時間という部分、長時間というのですか、標準の部分と、保育標準時間というのと、保育短時間という部分なんかも分かれてくると思うんですね。この中では、保育料なんかも基準という部分なんかも、国の部分の中から、いろいろなインターネットなんか見てみましても、所得税額という部分から所得割課税額と

いう部分なんかにも、この保育料の階層区分なんかにも違いが出てくるんですね。そして、国からのあくまでもこれは標準の部分なんですよという金額なんかも出されてきています。岩出市での保育料、これは、これまでとどのように変えようと、変わっていくのかと、そういうのが一切わかりません。市のほうからも、今も説明あったけれども、全くそういう部分なんかについての説明はないんですね。少なくとも岩出市としての、この保育料、これがどうなっていくのかというのを、明らかにしていただきたいというふうに思います。

それと、私立の保育所、私立幼稚園なんかについては、今後、説明会を予定していますというのを言われました。市として、私立保育所、私立幼稚園、この説明会は、いつごろされるのでしょうか。

公立の保育所の保護者には、11月に今入っている方の継続ということをされるという方については、11月だと。新たに申し込みをした人については、12月に行うんだということでした。私立保育所、私立幼稚園、この説明会も同じように11月、12月にされるのでしょうか。この点についてお聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

福祉課長。

○寺西福祉課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

まず、1点目、時間と、それに関係する保育料の問題ということで質疑いただいております。時間でございますが、保育標準時間、それから保育短時間、この二本立てでというお話を今させていただいたところなんです、現行の、今の保育所の保育の時間数でございますけれども、いわゆる通常保育と呼ばれているものが、8時半から16時半、これが8時間です。これが通常保育という名前と呼ばれています。それから、延長保育が7時半から19時までと、これが11時間30分ですか。標準時間が11時間、それから、保育短時間が8時間ですから、実は現行の保育所の時間数とほとんど変わらないというふうな形になってございます。

増田議員、ご質疑の、保育料でございますけれども、保育料については、今のところ、規則で定めているところなんです、そういったことも十分考えながら、今後検討してまいりたいと、そのように考えてございます。大きな乖離のないように。

それから、私立保育所、それから幼稚園の説明会でございますけれども、先ほどもご説明いたしましたように、11月、それから12月のほうで各利用者に説明会を行うということから、当然、その受け入れ側の施設については、それよりも前に説明会を行いたいなど、このように考えております。そこはもう、可及的速やかに行え

ればなど、そのようには考えていますが、そこのスケジュール的には、今、具体的にとかというふうなことでちょっとお答えするのは難しいですが、それよりも前かなというふうなことで考えてございます。ご理解のほど、よろしく申し上げます。

以上です。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 じゃ保育料なんですけど、今、金額なんかもお答えにならなかったんですけど、この部分については、保育料そのもの自身、今の段階では、国の基準よりも、よく保育料高いんじゃないかという部分で指摘をすると、保育料は国の基準よりも下げているんだということを盛んに言われます。

そういう点では、今度の新制度のもとでの保育料という金額、これはやっぱり明らかにすべきなんですね。市としては、こう思っていますというのを明らかにしていただきたいんです。素案というものは、持っておられないんですか。実際には、今の現行基準の保育料、それをそのまま踏襲するのか、それとも、それから、変えていくという方向を持っているのか、この点だけ明らかにしていただきたいと思います。

それと、説明会という、私立の幼稚園とかというのを、説明会の時期なんかも明らかにしなかったんですけど、また、同時に岩出市として、保護者に対しては、公立の保育についての部分なんかについては、11月、12月ということは言われました。ところが、よその自治体、早いところでは、今回のこの新制度、この制度で、早いところなんかでは8月ぐらいから、保護者に対して、方向性とか、市の考え方とかの対応、こういう部分なんかを説明していつている、そういう自治体なんかがあるわけなんです。なぜなのかと。保護者の不安、また、いろんな聞きたいこととか、そういう問い合わせ、そういう部分なんかにも、しっかりと対応していくと、そういう視点から、そういう対応をとられてきているんです。なぜ、岩出市では、そういう11月、12月にされようとするのか。もっと前倒しで、そういう対応をしていくというのをとられないのか。その点だけお聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

生活福祉部次長。

○総村生活福祉部次長 ただいまの増田議員の再々質疑にお答えいたします。

保育料につきましては、規則で定めるということになっておりまして、まだ、規則の案はできておりません。ただ、見込みといたしましては、先ほど申し上げたよ

うに、今は、基本的には全員同じ基準に基づいてやっておりますが、短時間という区分ができます。ですので、その方々については、下がるはずであるというふうに考えております。

それから、説明会ですけれども、今、8月にやられるところもあるということなのですが、今の段階では、まだ、事業者がどういう方向に行くのかということも、これからですし、それが決まっていらないような段階、それから、国のほうでも、まだ制度の詳細が決まっていらない段階で、保護者に説明するというのは、かえって混乱を招くのかなと思っております。

11月、12月にやるということの意味は、個別に、個人個人の状況に応じて、必要な説明を対面で行うと、制度の全体を全ての保護者を集めてやるということをやると、非常に複雑で、また、疑問だけが沸いていくということにもなりかねませんので、その保護者の希望とか状況、それからお子さんの状況、収入の状況、いろんなことを含めて、その方に個別に必要な部分について、対面でお伝えするということが適切であろうというふうに考えておりますので、申請時の11月、12月にあわせて説明も行うということで考えておるものでございます。

○松下議長 続きまして、議案第51号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 51号議案、放課後児童に関する条例です。この条例では、3点お聞きをしたいと思います。

今回、この条例制定していくわけなんですけど、今、今回の制度によって、今、岩出市としては、現在、シルバー人材センターというところに委託をされてきているわけなんですけど、この点では、今のシルバー人材センターというままで、今後もやっていけるというような形の状況なのかどうか、また、将来的に変わっていくというような状況はないのかという点、市としての方向性というのですか、そういうことなんかも含めて、お聞きをしたいと思います。

2点目は、今度の改正というのですか、国のほうなんかでは、放課後児童支援員というのを支援単位という部分のところごとに、2名以上配置する必要があるというふうになっているんですけど、今の現在の学童保育の実態という状況、これ、お聞かせいただきたいと思います。

それと、ハンドブックというのがインターネットで見ると、国のハンドブックというところに載っていたんですけど、今の岩出市の部分の中において、開所日、どんだけ年間、学童の部分を受けているのかという点とか、設備の面積、集団保育とか、

開所時間という部分なんかも、その中では規定という部分がかかれてはいたんですが、今度のこの条例制定によって、今の岩出市の学童保育の実態の開所日数とか、設備の面積とか、規模とか、時間なんかも変わっていくんだというようなことはあるのか、ないのか。国との基準との違いという点なんかがあるのかどうかという、この点をお聞きしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

教育総務課長。

○秦野教育総務課長 増田議員のご質疑にお答えいたします。

まず、1点目、シルバー人材センターへの委託の対応が可能なかどうかということなんですが、この条例の制定によりまして、今の状態から緊急に改正をしなければならないという項目は、特段見当たりません。シルバー人材センターへの委託は可能であると考えております。

2点目の、放課後児童支援員を支援単位ごとに2名以上配置するとしているが、現在の学童保育の実態はということですが、現在、放課後児童支援員としての資格要件を満たす者が合計で46名おります。また、各学童保育所には、常時3名以上の職員が子どもたちの支援に当たっております。

3点目の、国の基準とガイドラインとの違いということですが、ガイドラインのほうには、現在のものでしたら、最大、人数なんですが、70名という規定がありますが、新基準では、その70名が削除されてございます。また、旧のほうで日数制限がなかったものを、新基準では250日以上、あるいは旧の基準では、支援員が望ましいとなっていたものが、支援員を配置する。こういった若干の違いはありますが、大きな違いはございません。

以上でございます。

○松下議長 再質疑ありませんか。

続きまして、議案第52号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 一般会計の補正2号について、6点お伺いしたいと思います。

市税の還付金というのが2つの事業所に行われると、説明もされてきたんですが、この還付する、2つの事業所に還付しなければならない理由はどのような理由なのかという点と、農地の台帳システム、これは今使っているのが、全国基準と違うから変えるんだということなんですが、今使っているこのシステムで、全国基準とどのような違いがあるのか、また、これまでふぐあいというのですか、不都合な点とい

うのは、どのような面があったのかと。不都合があるから、このシステムに変えるんだということだと思っんですが、この点の説明をお願いしたいと思います。

それと、今、老人憩いの家ということも、以前の質疑した中で、根来寺さんのほうから立ち退いてほしいというのですか、場所を移してほしいということをおっしゃっているんだという中で、今年度は残念ながら移築というのですか、することはできなかったけれども、少なくとも5年間の間には、次の施設を見つけますという、そういうことになっていますが、今の既存の建物そのもの自身を移築をしていく方向なのか、それとも、新しく、もう新規に一から建物を建てていくのかという、市としての方向性というのはどのように考えておられるのかという点をお聞きしたいと思います。

それと、観光費の工事請負費という、この中身というのが、どういう工事の内容なのかという点、それと、埋蔵展示品なんかも将来的には新しく上物として建てていくということが言われていたけれども、市として、その場合の建物の大きさとかスペース、その辺については、どのような形で設計依頼の中で、市としては考えておられるのかという点をお聞きしたいと思います。

それと、これまで、発掘された埋蔵品というのも、岩出市の中ではたくさんあると思うんですが、それらを全てこの建物で管理をしていくのかと。現時点で、どのくらいの埋蔵品というのがあるのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

税務課長。

○松本税務課長 増田議員の1点目の質疑、市税還付金、2つの事業所に対して行われると説明されたが、還付する理由はについてお答えいたします。

これは、2つの事業所で法人市民税の予定申告により納付された税額が、確定申告により減額となったため、還付するものでございます。

○松下議長 産業振興課長。

○今井産業振興課長 増田議員の2点目、農地台帳システムについての質疑にお答えします。

今回のシステム改修は、各農業委員会が管理している農地データを、農業会議所が必要とする管理項目に一元化して、このデータをオンラインで検索できるようにするため、全国の農業委員会が改修を実施するもので、本市につきましても、同様の改修は必要であるため実施するものです。

これによりまして、農業会議所とデータを共有します農地中間管理機構、こちら



が実施する農地の貸借事業の効率化が図ることができます。

引き続きまして、4点目、観光費、工事請負費につきまして、観光拠点整備の敷地を造成するための工事費8,000万円並びに埋蔵文化財発掘工事費1,000万円でございます。

次に、5点目です。展示施設の規模につきましては、現在、仮の計画といたしまして、建築面積220平方メートル、この程度で2階建てのものを想定しております。この計画によりますと、展示スペースは約120平方メートルでございます。

次に、6点目でございます。現在、根来寺に関する埋蔵文化財出土品は、容量36リットルのコンテナで考えまして、約5,000個分を保管しております。出土品を整理した上で、できる限り収蔵できるように計画を進めております。

以上です。

○松下議長 長寿介護課長。

○明渡長寿介護課長 増田議員の3点目の質疑にお答えします。

老人憩いの家の件ですが、旧県会議事堂一乗閣と一体的に整備を進めている展示館において、根来山荘が持つコミュニティ機能をあわせ持った施設として計画を予定しているものです。

○松下議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 埋蔵品のコンテナ関係なんですけど、今ちょっと聞き違えたのかなと思うんですけど、コンテナ5,000個でいいんですか。コンテナ5,000個という部分というと、スペース的には、どれぐらいの量になるのか、ちょっと想像のつかんのですが。そのコンテナそのもの自身5,000個ある中で、この新しい建物、2階建ての220平米の中で、全て管理していくという形になるのかなと思うんですけど、これはコンテナ5,000個分も、このスペースの中に入り切るといふふうに捉えていいんでしょうか。この点を1点お聞きしたいのと、老人憩いの家なんですけど、今ちょっと私聞いたあれと、ちょっと答えが全然違う答えが返ってきたのであれなんですけど、今の老人憩いの家というのは、非常に重厚な建物で、大きなはりなんかも含めて、入っただけで、前の林町長の時代につくられた、そういう建物そのものの中の材質とか、内容というのは、非常に重みのあるような建物の中身だと思うんですね。そういうのがあって、そういうのを有効利用していくという中で、新しい建物をそもそも建てていくのか、それとも、今の建物そのもの自身を、そっくりそのまま移築をしていくのかという点をちょっとお聞きしたので、その点だけ、再度お聞きしたいと思

います。

○松下議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

文化財出土品は、36リットルのコンテナに5,000個というふうにお答えいたしました。36リットルのコンテナといたしますと、400掛ける600、40センチ掛け60センチで、高さが約15センチでございます。パン箱のようなコンテナですけど、これに入れて大体5,000個分あると。正確な数というのは、全て勘定しているわけではございませんので、大体でございます。

それらにつきまして、理想といたしましては、その展示館の中で全て収蔵できるのが理想でございますが、一般の皆様に見ていただく分と、ただ単に保管する分ときっちり分けた上で、できる限りのものを収蔵したいと考えております。

以上です。

○松下議長 長寿介護課長。

○明渡長寿介護課長 増田議員の再質疑にお答えします。

根来山荘は、もう経年化しており、土地を返還しなくてははいけませんので、コミュニティ機能をあわせ持った展示館の中で、地元住民の方の集会の場として利用していただく予定です。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

続きまして、議案第53号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 国保の補正について、2点、お聞きしたいと思います。

返還金というのが、還付というのですか、国とか、支払い基金に還付していくというようなことを書かれているんですが、もともと見込みというのですか、それが、今回、そもそも国とか、支払基金に還付しなければならないという、この理由ですね、この理由はそもそも何なのかということ、まずお聞きしたいと思うんです。

それと、要するに、今回、そのような見込み違いというのが生じた原因、これについては、何が原因で、そういうような見込み違いというのが生じたのかという、この2点をお聞きしたいと思うんです。

○松下議長 答弁願います。

保険年金課長。

○坂口保険年金課長 増田議員の返還金についての質疑にお答えします。

国保事業は、国及び支払基金などから補助金等の交付を受けて運営をしています。当該年度の補助金等の額は、一定期間の医療費等の実績及び国から示された算定方法により見込額を算出し、交付決定されるものであります。

そのため、見込額で交付を受けた補助金額が、実績により確定した金額を下回る場合は、追加交付を受けることとなりますが、今回のように見込額での交付額が確定した実績額を上回る場合、精算するために超過交付分を国・支払基金に返還するものであり、過年度償還金につきましては、過大見積もりや見込み違いを生じたものではございませんので、ご理解願います。

以上です。

○松下議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 1点お伺いしたいんですが、そもそもこの還付していく中身ですね、中身については、国のどの部分に、どういう項目として還付するのか、また、支払基金についても、支払基金のどこの部分に、これ返していくのか、この中身というのは、ちょっと教えていただきたいんです。

○松下議長 答弁願います。

保険年金課長。

○坂口保険年金課長 増田議員の再質疑にお答えをします。

国へ返す分というのは、いわゆる療養給付費負担金、医療費に係る部分でございます。

それから、支払基金につきましては、国民健康保険の中には、一般被保険者と退職被保険者というのがございます。退職被保険者に係る医療費を返還するものでございます。

以上です。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 先ほど、市のほうからは、見込み違いではないんだという説明でした。でも、今、お話を聞いてみると、要するに、療養給付費分、退職者と一般の、要するに療養給付費分という、そういうことですね。

であれば、返還するというのであれば、当初の予算の見積りというのが、実際の確定したやつよりも、非常に大きいから、額が大きかったと、だからその部分、確定したから、その部分については、返還しなければならないと、これは当然だと

思うんです。だから、そうだとしたら、市としての当初の療養給付費分、これがやっぱり過大見積りだったわけなんですよ。

だから、見込み違いというふうに私が言ったのは、そういう部分で療養給付費、退職のほうについても、療養給付費分が市としてはこのぐらいの部分として、国のほうから入るだろうということを想定して予算を組んだんだけど、実際には、そういう部分ではなかったということだと思うんでね、ちょっとその辺のところで、再度ちょっとお聞きしたいと思うんです。

○松下議長 答弁願います。

保険年金課長。

○坂口保険年金課長 増田議員の再々質疑にお答えします。

決算になりますので予算ではございません。一定期間の中で、医療費の実績と見込みを申請しています。それが年度内で交付されます。その見込みの部分が次年度において、実績額が出てきます。その差分として、超過交付になるか、返還するかということになるわけです。予算ではございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○松下議長 これで、日本共産党議員団、増田浩二議員の質疑を終わります。

しばらく休憩いたします。

午後2時50分から再開いたします。

休憩 (14時35分)

再開 (14時50分)

○松下議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

2番目、尾和弘一議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 それでは、議案第47号から質疑をさせていただきます。

今回、この議案について、専決処分という形で提案がされているわけですが、専決処分そのものについては、万やむを得ない場合を除いて専決処分をすることはかなり制限がある制度であります。しかしながら、専決処分として議会に提案すること自体、議会を軽視したものであると言わざるを得ません。

そこで、専決処分としたその理由について、何なのかについて、ご答弁をいただ

きたいと思います。

それから、次に、この外国語指導助手についての在留期間については、最長何年と決められているのか。

それから、この外国青年任用規則の制定であります。これについては、いつ規則が制定されたものなのか。

それから、語学教育の方針について、どのように岩出市は考えておられるのか。

最後に、外国助手の適正か否かの判断については、どういう基準を持って決められているのかお聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

教育総務課長。

○秦野教育総務課長 尾和議員のご質疑にお答えいたします。

専決処分とすべきその理由は何かについてでございますが、外国語指導助手の賃金は、本人の経験年数や来日日の組み合わせの要件により、1年目の賃金額が違うため、雇用者が決定するまで賃金額が確定できません。そのため、雇用者が決定した後の6月議会で条例案を提出する予定でありましたが、内定者の急なキャンセルにより、新たな雇用者の決定がずれ込み、6月議会に条例案を提出することができなかつたためでございます。

議会を軽視するつもりは全くございませんので、ご理解のほど、よろしく願い申し上げます。

次に、在留期間は、最長何年かについてでございますが、特に優秀と認める者については、最長5年までの任期が認められてございます。

規則の制定された期日はいつかについてでございますが、平成23年10月20日付で、総務省自治行政局国際室長、外務省大臣官房広報文化交流部人物交流室長及び文部科学省初等中等教育局国際教育課外国教育推進室長の連名で、JETプログラムの運用改善についてという通知が出されており、その中で新しい報酬基準が定められております。

語学教育の方針はどう決めているのかにつきましては、学習指導要領に外国語の目標として、外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、聞くこと、話すこと、読むこと、書くことなどのコミュニケーション能力の基礎を養うとうたわれており、本市でも外国語によるコミュニケーション能力の育成を重視しております。

適正か否かの判断はどうかにつきましては、一般財団法人、自治体国際化協会の

募集要項では、その資格要件として、大学の学士号取得者であることなどを位置づけており、一次選考及び二次選考を経て合格した者が採用されております。

以上です。

○松下議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、ご答弁をいただきました。

専決処分に関しては、議会を軽視したものではないという裏腹に、この規則そのものが平成23年の10月20日に決められておったということでありますから、想定される事項であります。その雇用する相手が誰であれ、そういうことを想定しておるなら、事前に決めておって、それから適用していくということが、最もあるべき通常の姿であろうと、私はそのように考えております。

今後、そこら辺については、十分、事前に精査をして、必要なときに必要な段階で、条例案の制定をしていくということが大切であろうと、これについては、厳に慎むべきことであるので、肝に銘じていただきたいというように思っております。

それから、学習指導の点ですが、今、お話あったように、グローバル化の時代に、外国人とのコミュニケーションを図っていくということは、これは大切な課題であります。学生、小学生、あるいは中学生にとっても重要な問題でありますので、これについては、私は否定はしませんが、先ほどの増田議員のときに、今までに採用して、指導されたということではありますが、私は、皆様ご存じのように、アメリカのイングリッシュとイギリスのイングリッシュとは全然発音も形態も違います。基本的には一緒ですけれども、アメリカのほうがブローケンイングリッシュと言われて、ラングリッジからいうたら、イギリスから見たら邪道だというし、アメリカのほうからは、いわゆるケンブリッジのイギリスのこのイングリッシュが主流だというし、そういう意味では、どこの学士をとっておられる方を採用して、指導していくのかということ、将来を担う子どもにとっては、非常に関係のあることでありまして、今までの採用された方の国別の状況はどのようになっていたのか、その点、2点ばかり質疑をさせていただきます。

○松下議長 答弁願います。

教育総務課長。

○秦野教育総務課長 1点目の専決処分としたことについてでございますが、尾和議員のご指摘を胸に刻んで、今後、速やかに対応してまいりたいと考えております。

2点目の、アメリカ、イギリスと、どちらにということなんですが、募集要項の中で、なまりのない標準的な英語を話せる者という条件が入ってございます。ちなみに、今までの任用国なんですが、オーストラリア、イギリス、カナダ、ニュージーランド、アメリカとなっております。

以上です。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 最後の事項なんですが、やはりオーストラリアでもイギリスでもカナダでもニュージーランドでも、なまりというのはありまして、一概に画一した発音でもないわけで、できたら、例えば、標準的なのということがどこに当たるのかということであれば、スタンダード的に言えば、イギリスの英語が主流であろうと思うんですよね。

そういう意味では、今後、採用する国については、そういうものも加味して、語学指導のほうもやっていくべきだと、私は基本的に考えているんですけども、その辺についてお答えをいただきたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

教育総務課長。

○秦野教育総務課長 尾和議員の再々質疑にお答えいたします。

イギリスが主流ではないかということなんですが、この外国語指導助手の採用に当たりましては、この人物、この国出身のこの人物をとという指定は、任用団体、自治体のほうではできなくなっておりますので、ご理解いただけたらと思います。

○松下議長 続きまして、議案第49号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 本会議、質疑通告で、49、50、51と重ねてしたんですが、その後、事務方から、各省令を、内閣府令とか労働省令とかいうものをいただきまして、精査をしておりますので、そこの中で、いずれにしても具体的に、この質疑通告には書いておりませんが、それを精査していく中で、2、3、気がついた点を指摘をしておきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

もう49、50、51、まとめてやってもよろしいでしょうか。

○松下議長 いいです。

○尾和議員 そこで、まず第1点は、やはり岩出市の条例ですから、省令に基づくとか、こういう省いてやるというのは、好ましくないと思うんですよね。後ほど、誰

が見ても、誰がこのホームページから検索しても、省令に基づくということになると、その省令をまたバックして見なあかんということになりますから。

これは紀の川市のこの前、議会を傍聴したときに、議案書を見たんですが、具体的に、省いてないんですよ。この省令に基づいてというようなことではなくして、具体的に、何条、何条と列記をして、それがやっぱり親切な対応ではないかなと。今後そういうことがある場合は、省令に基づくとかということじゃなくして、具体的に列記をしていただきたいということをお願いをしておきたいと思います。

そこで、49号の点からいきますと、保育士資格の割合のところ、保育士資格の割合については、A、B、Cとありまして、Aは保育士資格が必要であると、Bは2分の1、Cは研修修了者ということですが、保育の安全安心からいえば、C型に問題はないのかという点を、私は1点疑問を感じておるわけでありまして。これについて、どのようなご見解をもっておられるのか。

それから、国家資格のない保育者と乳幼児が1対1となって、これは先ほど、最近、埼玉県でベビーシッターによる子どもの死亡事故が発生しているわけでありまして。保育士資格のとれるような支援をする考えは必要性はあるんじゃないかなというふうに思っておりますが、それについて、お答えをいただきたいと思います。

それから、50号に関しては、設備基準のところ、食事の提供で、20人に満たない場合は調理室を備えなくてすることができるということになっているんですが、その他の場合には、どのような場合が調理室を備えないことができるのか、この辺についてお聞きをしたいと思います。

それから、調理業務の全面外部委託によって、衛生面とか、子どもの体調に応じた対応などの観点から、委託条件を具体的に規定する必要があるのではないかと考えているんですけども、これについてお答えをいただきたいと思います。

それから、51号に関しては、運営のところなんですが、運営のところ、利用定員を超えれば、施設が契約相手を選考できるということが言われております。提供教諭の正当な理由というのはどういうものがあるのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、障がい児の受け入れについて、加配ができないという理由で受け入れを拒む場合も、正当な理由となっているのか、お聞きをしたいと思います。

それから、もう一点は、事故発生については、第三者機関によって調査検証が必要ではないかというように思うんですが、これについて、どのような対応をされるのか。



それから、記録の整備については、5年間、保存が義務づけられたんですけれども、従来はどうであったのか。

こちら辺について、質疑通告はしていないんですが、市の専門家でありますので、熟知されておると思うんで、ご答弁をいただきたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

福祉課長。

○寺西福祉課長 尾和議員のご質疑にお答えいたします。

本条例につきましては、自治体独自の基準を追加することは行わず、政令による基準をそのまま適用することを定めるものであるため、このような規定の仕方が適切であると考えております。

以上です。

○松下議長 生活福祉部次長。

○総村生活福祉部次長 ただいまの尾和議員の質疑につきましては、今、ここでわかる分につきましては、お答えさせていただきたいと思います。

安全安心の問題はないのかというところですか、1点目。この小規模保育事業というのは、A型、B型、C型とありまして、おっしゃられたように、A型は保育士、B型は2分の1以上が保育士で、C型は家庭的保育者というふうになっておるんですが、今は認可外保育所ですので、こういった基準はございません。

これは基準といっても、規制をかけるための基準ではなくて、補助金を交付するための基準になっております。ですので、こういった形で保育士なりの整備をいただければ補助金を出しますから頑張ってくださいねと、こういう趣旨のものでございますので、ご理解いただければと思います。

それから、1対1で国家資格がない者がというようなことをおっしゃっていたかと、恐らく1対1ということですので、居宅訪問型保育事業のことでいいのかなと思いますので、それで答えさせていただきますと、居宅訪問型保育事業というのは、児童を預かるというのではなくて、お宅へ訪問する、居宅へ訪問して保育するという形でございます。これは基本的には、障がい児とか、ひとり親家庭とか、専門的な技術を要する保育を想定しております。

ですので、保育士が前提でございます。保育士が、さらに研修を受けて保育する、もしくは、保育士と同等の者、同等の者という形ですので、例えば看護師等を想定しておるんですが、看護師等がさらに研修を受けて保育に行くということでございますので、資格のない者がという意味ではございませんので、安全性に問題はない

というふうに考えてございます。

それから、食事の提供ですかね。20人に満たない場合の調理室がなくもいいのかというようなことですが、これも先ほど申し上げたとおり、補助金を交付する基準として、一定の基準、設備、施設を整えていただいたら、補助金出しますので、どうぞ頑張ってくださいということですが、今は基準がないわけですから、改善につながるものであるというふうに考えております。

その外部委託ということにつきましても、同じでございます。先ほど増田議員のときにもございましたが、基本的には自園調理、外部委託ではなく、自園調理が前提でございます。ただし、連携施設、例えば、同じ設置主体で、隣の園でやっていると、隣に保育所があってやっていると、幼稚園がやっていると、そういうところから搬入するとかいうような形を認めているということでありまして、委託ということではございません。

以上でございます。

○松下議長 教育総務課長。

○秦野教育総務課長 尾和議員のご質疑にお答えいたします。

1点目の提出の仕方についてでございますが、福祉課長がお答えしたとおり、省令による基準をそのまま適用することを定めるものであるため、このような規定の仕方が適切であると考えてございます。

それから、ほかのご質疑の中で、障がいのある子どもについて、受け入れ拒否ができるという部分についてでございますが、現在、障がいのある子どもを受け入れる学童保育所に対しては、障がい児加算ということで、加算額をお支払いして受け入れていただいております。

事故発生の対応についてなんですが、防災、防犯、そういった避難マニュアルを含めて、現在、作成することを指導しているところでございます。

記録につきましては、毎日の日誌という形で、業務記録をつけてございます。また、先ほどのご質疑ともかかわるんですが、やはり気になる、配慮を要する子どもたちもいますので、そういった子どもについては、詳しく記録をとっているところではございます。

なお、この条例をご承認いただいた後、学童保育所にまだ不備のある部分については、きちんと整備するように指導していきたいと考えてございます。

以上です。

○松下議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 見解の相違で、これが一番ベストの方法だという条例、提案のところなんですけどね、そうしたら、紀の川市とか橋本市は、これは邪道かということになるんだけど、そうじゃなくして、やっぱり条文としては、省令であっても、こういう具体的に何条何条あるんであれば、それをページはちょっと多くなるかもわからんけれども、添付をして、皆さん、どうですかというのが基本的な姿勢であるべきやと、提案する場合はね。それがやっぱり基本的な執行部のほうの提案の議会に対する対応が、私は正しいと。

これは見解の相違で、おたくのほうは正しいというけど、私はそれは邪道だということなんだから、そこら辺については、今後そういうときについては、対応していただきたいというように思っております。

○松下議長 答弁は要らないですか。

○尾和議員 見解は分かれるからね。

○松下議長 続きまして、52号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 52号の26年度補正予算について、質疑をさせていただきます。

まず、第1点は、番号制度、マイナンバーに関してであります。現行の住基カードと、どこがどのように異なるのかについてであります。

それから、このマイナンバー制度の実施時期ですね、導入年度については、いつを目途にされているのか。具体的にそのスケジュールに沿って、今、整備されていると思うんですが、それについてお聞きをしたいと思います。

それから、老人憩いの家の改修についてであります。平成25年の5月に、予算書を見ますと、屋根の雨漏りで工事をしておるわけであります。今回の支出については、二重支出になるのではないかと、そのときに、完全になぜ雨漏りが起きないように、工事をしていなかったのかということにつながるんですが、これについての市の答弁をいただきたいと思います。

それから、肺炎ワクチン接種についてであります。これについては、対象者数、それと年齢、個人負担、金額ですね。金額は個人負担なのかどうか。全額、市が持ち出しをするのか、個人負担があるのかどうかという質疑であります。

それから、消防用備品についてであります。これについて、具体的にどういうものを購入されるのか。

それから、基金で、この26年度補正予算で、繰り入れをしていくと。この2億

1,000万円ですか、当初で基金に繰り入れをするという理由は何なのか。これだけの金があるのであれば、他の市民サービスのところに使うべきではないかと私は思うんですが、なぜ、この期首でこれだけの金を基金に入れるのか、それについてのご答弁をいただきたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

市民課長。

○福田市民課長 尾和議員の質疑にお答えします。

番号制度、マイナンバーに関して、現行の住基カードとどこがどのように異なるのかについて。

有効期限につきましては、住基カードは10年、個人番号カードは20歳以上の方は10年、20歳未満の方は5年となります。

表示内容につきましては、住基カードは顔写真は選択制、個人番号カードでは、券面に記載となります。

番号につきましては、住基カードは記載はありませんが、個人番号カードは券面に記載されます。

利便性につきましては、住基カードは本人確認としての利用が中心ですが、個人番号カードは、それに加えて、より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られ、年金、福祉、医療、税分野等における行政機関等での手続に利用できます。

導入年度の期日はいつかについてですが、個人番号カードの導入年度は、平成28年1月になります。

また、今後のスケジュールとしまして、平成27年10月に国民全員に個人番号が記載された通知カードを送付し、平成28年1月に希望者に通知カードと引きかえに、個人番号カードを自治体が交付します。で、個人番号の利用開始。で、29年1月、情報連係ネットワークシステムと運用開始し、マイポータル運用開始、29年7月には、自治体との情報連係開始が始まります。

以上です。

○松下議長 長寿介護課長。

○明渡長寿介護課長 尾和議員の2点目の質疑、老人憩いの家改修について、平成25年5月に工事しているが、二重支出になっていないのかについてでございますが、平成25年7月の修繕は、防水シートの破損部分と内部天井の修繕であります。今回は、屋根全体の防水シート張りかえ工事であり、二重支出ではございません。

○松下議長 保健推進課長。

○福田保健推進課長 尾和議員の質疑、肺炎球菌ワクチンに関して、対象者数、年齢、金額についてお答えいたします。

対象者の年齢は65歳の方及び60歳以上、65歳未満の方で、心臓、腎臓等に日常生活が極度に制限される程度の障がいがある方です。

なお、経過措置として、平成26年度から30年度までの5年間は、65歳から100歳までの5歳刻みの年齢到達者と、101歳以上の方については、平成26年度に限り全員が対象となります。全対象者数は2,450人です。

ワクチンの接種費用は8,680円で、そのうち3,000円を自己負担していただくよう計画しております。

以上です。

○松下議長 総務課長。

○藤平総務課長 通告に従い、答弁をいたします。

消防用備品購入費の76万2,000円の増額補正につきましては、消防団員等公務災害補償等共済基金の助成事業を活用し、消防団員安全装備品の整備として、救命胴衣を購入するものでございます。

○松下議長 財務課長。

○小倉財務課長 尾和議員の質疑にお答えします。

基金の繰り入れ理由につきましては、平成26年度岩出市一般会計の補正（第2号）における歳入歳出差額を、財政調整基金を取り崩して繰り入れるものでございます。

○松下議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 マイナンバーの問題ではありますが、運用計画、運用実施についてはわかりました。

ここで一番問題なのは、個人情報漏れないかということでありまして、これについては、今、万全の体制で国も取り組みをしておりますが、そこら辺について、岩出市においても、万全の体制を組めるのかどうか、ここら辺について確認をさせていただきたいと思っております。

それから、老人憩いの家の問題については、これは二重投資ではないということをおっしゃられておるんですが、25年の5月の予算で計上して、そのときに、もう既にわかっていたんではないだろうかというように思うんですね。さらに、今回は全面

だと。そのときに、もう雨漏りがあったわけでありますから、そのときになぜ一気にやらなかったのかと疑問に思うんですが。そこら辺をどのような認識を持っておられるのか、お聞きをしたいと思います。

それから、肺炎ワクチンの問題ですが、1回接種すると、これ5年間有効だということ、私も昨年やったんですが、8,000円余り要りました。個人負担が3,000円ということで、これについては、予算が可決した段階で、何月何日から実施されるのか。周知方法ですよね、啓発を含めて、皆さんにこの肺炎ワクチンの接種をしていくということでは、肺炎でよく亡くなっている人が高齢者になりますとありますので、特に、この点については、どのような形で広報、周知徹底を行うのかということをお聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

市民課長。

○福田市民課長 尾和議員の再質疑にお答えします。

個人番号カードには、税や年金などの情報やプライバシーの高いものは入っておりません。個人カードには、4情報、氏名、生年月日、住所、性別と番号が入るのみで、情報の漏えい等に関しては、市のほうで万全を期する予定です。

○松下議長 長寿介護課長。

○明渡長寿介護課長 尾和議員の再質疑にお答えします。

平成25年度の修理の際は、土地を返還する予定であったため、部分修繕としたもので、その後、5年の猶予として使用することとなったためでございます。

以上です。

○松下議長 保健推進課長。

○福田保健推進課長 尾和議員の再質疑にお答えいたします。

予防接種法の施行では、10月1日からとなっておりますので、10月1日からの実施を目指しております。

対象の方には、個人通知を行う予定ですが、それ以外にも、10月の市広報や市のウェブサイト、また、チラシ配布、公共機関へのチラシの設置、乳幼児健診、成人保健事業など、あらゆる機会を通じて、周知、啓発を行っていく予定です。

以上です。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 老人憩いの家の問題については、私は、これミスリードやったなと思う

んですよね。5年間延長になったから、その当時は、もうちょこちょこっと手直しして、わかっておりながらですよ。それでまた5年延長になったから、今度は全面だということで、多くの血税が使われるわけですよ。そのときに一気にやっておればいいものを、さらにお金をつぎ込むということについては、今後、そういうことのないように、完全な万全の態勢でやらないと、税金が必要以上に支出をするということになりますので、これについては、厳に慎んでいただきたいということを申し上げておきたいと思います。これはもう答弁要りませんから。

○松下議長 続きまして、議案第54号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 この議案54号の26年度補正予算についてであります。この中に、県の補助金の設定で出てきたと思うんですが、既存施設のスプリンクラーの整備事業という形で、予算が計上されております。これについては、岩出市で何件、どこの施設を予定をされているのか、これについてお聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

長寿介護課長。

○明渡長寿介護課長 尾和議員の質疑にお答えします。

スプリンクラーの件数ですけれども、認知症対応型共同生活介護グループホーム1施設でございます。

施設の名前は、ねごろの里です。

以上です。

○松下議長 再質疑ありませんか。

続きまして、議案第55号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案55号の質疑をさせていただきます。

この中に、支障物件移転補償費という形で計上をされております。これについて、詳細にご答弁をいただきたいと思います。

○松下議長 下水道工務課長。

○樫元下水道工務課長 尾和議員のご質疑にお答えします。

支障物件移設補償の補正につきましては、予算要求時点からの移設対象箇所の見直し、請負差金等の影響により、2,000万円の増額補正をするものであります。

具体的に言いますと、支障物件移設補償につきましては、水道管、ガス管の移設の対象の費用にありまして、現在、水道移設が14件、ガス移設が6件の、計20件の

金額になっております。

以上です。

○松下議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議長、具体的に私は求めておるときには、具体的に答弁するように、これ質疑1回になってくるから、それで終わるわけですよ。答弁したら。その点だけ、執行部にちょっと言っていたきたいと思います。

55号議案は、それで終わります。

○松下議長 執行部の皆さん、具体的に答弁をお願いいたします。

続きまして、56号の質疑をお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議案56号について、26年度補正予算の質疑を行いたいと思います。

この中に、新設工事収益という形で計上されております。これはどこの部分なのか、どういう理由で収益として、新設工事収益ですから、どういう意味なのか、あわせてご答弁をいただきたいと思います。

それから、水道ビジョン等作成業務という形で、この話は先ほどにも出ましたが、いつまでに目途としては、目標として、ビジョンを確立して、公表されるのか。それについてお聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

上水道工務課長。

○岩見上水道工務課長 尾和議員のご質疑にお答えいたします。

まず、1点目、新設工事収益でございますが、これにつきましては、下水道工事の平成27年度事業前倒し等に伴う移設工事の追加に対する下水道事業会計からの先ほどの支障物件移設補償費について、水道といたしましては、5,378万3,000円の増額を行うものでございます。

金額が下水道と違いますのは、下水のほうにつきましては、ガスがございまして、その分で、金額の相違が発生してございます。

次に、2点目、水道ビジョン等とあるが、何を具体的にするのかという点でございますけれども、目標年次は、平成27年度末でございます。内容といたしましては、岩出市水道事業の将来を見据え、水道ビジョンを策定するものでございます。その後は、具体的な事業実施計画を策定し、各種事業を実施いたします。

今回の補正では、水道ビジョンの策定及び水道管路更新整備事業の策定を計画し



てございます。

以上でございます。

○松下議長 再質疑ありませんか。

○尾和議員 なし。

○松下議長 これで、尾和弘一議員の質疑を終わります。

以上で、議案第47号から議案第59号までの議案13件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第47号から議案第59号までの議案13件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第22 発議第1号 日本酒の普及の促進に関する条例の制定について

○松下議長 日程第22 発議第1号 日本酒の普及の促進に関する条例の制定の件を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑通告がありますので、発言を許します。

質疑は、自席からお願いいたします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 発議第1号について、質疑をさせていただきます。

今回の条例制定についてであります。条例の条文を見まして、6項目にわたって質疑をさせていただきます。

まず、第1は、岩出市の消費量というのは、現在、どのような現状になっているのかということであります。

それから、この酒税というのは国税であり、地域経済の活性化を提案理由に上げておられますが、それとどのようなかかわりがあるのかなと思っておりますので、それにご答弁をいただきたいと思っております。

それから、本来、日本酒に特定をするということではありますが、市民一人一人の嗜好や選択する権利があるわけでありますから、自主的判断でいいのではないだろうか、そのように考えております。これについて、答弁をいただきたいと思っております。

それから、岩出市における酒造業者というのは何社あるのか、及び生産量というのは、年間どれぐらい生産をされているのかお聞きをしたいと思います。

それから、条例制定を議会で提案する場合には、その条例が市民にとっては身近なものになるということが、一番求められると思うんですね。そういう意味では、

市民にまずパブリックコメントを議会から発して、それに基づいて、この条例を制度化していくという手順を踏むことが大切ではないだろうか、その後、条例化するのであればするというような判断をすべきだということに思っておりますが、これについて、ご答弁をいただきたいと思えます。

それから、この条例が公布後、必要な措置を講ずるよう求めていくということですが、執行部として、市税を幾らぐらい支出する予定というもくろみがあるのか、これについて、検討されていると思えますので、それについてお聞きをしたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

山本重信議員。

○山本議員 発議第1号 条例の制定について、尾和議員の質疑にお答えします。

質疑の1点目、岩出市の消費量の現状について、調査をいたしました。全体の消費量については、把握できませんでした。新聞等の報道では、日本酒の国内販売量は10年前の2分の1程度に落ち込んでいるそうです。

次に、2点目、地域活性化を提案理由に上げているがについて、この要望書は、議長宛てに岩出市の小売販売業者、伊那小売酒販組合岩出部会からの要望であり、議員もご承知の酒屋さんもおられると思えます。小売業者の方や利用していただける岩出市民による地域活性化につながるものと理解しております。

質疑3点目、日本酒に特定しているが、市民の嗜好や選択することがあることから、自主的判断でいいのではないかについては、第5条に、嗜好への配慮として、個人の嗜好及び意思を尊重するよう配慮していて、何ら拘束はしていないと考えています。

4点目、岩出市の酒造業者は何社あるか、その生産量はどうかについてですが、岩出市には吉村秀雄商店1社で、生産量は約9万1,000リットルです。

質疑の5点目、条例制定を議会で提案する以前に、市民によりパブリックコメント後に条例化すべきではないかについては、今回は、岩出市民であるお酒の小売業者からの要望であり、ご理解をいただきたいと思えます。

最後に6点目、この条例の公布後の必要な措置で講ずるよう求めているが、市税を幾ら支出する予定はあるかについては、条例制定は、乾杯の習慣を広める目的であり、市は事業者、市民に協力を求めるもので、市税の支出は考えていません。

以上で、1回目の答弁を終わります。

○松下議長 再質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 この条例案については、私は反対も賛成もしないんですが、基本的には、個人の嗜好ですから、私はアルコールを飲みませんのでわからんですが、それを日本酒で乾杯するというような形で、海南市はそういう条例制定をしていますが、えてしてそれが拘束されるというようなことのないように、これはやっていただきたいなど。

それから、僕は一番思うのは、条例を制定しても、それが実際に岩出市で消化されない、市民の間に広まっていけないということになれば、何をか言わんやであります。そのためには、酒税の組合だけじゃなくして、それを受けて、こういう条例案を提案したいんだけどもという形で、ホームページ等で議会から提案をして、一般市民のパブリックコメントを求めると、そういう形で、その後でも、別にそんなに慌ててする条例案でもありませんので、いいんではないかなという、そのように考えておるんですけれども、それについて、ご答弁をいただきたいと思います。

○松下議長 答弁願います。

山本重信議員。

○山本議員 再質疑に答弁をいたします。

乾杯条例は、ご存じのように、平成25年、京都市で制定されて、その後、全国に広がっております。現在、60の全国の県や市町で制定されています。

制定内容も、日本酒だけでなく、北海道のワインや牛乳を初めとして、焼き物や器、和歌山の田辺では、梅酒、その他では、お茶、焼酎等があり、地域振興に役立っているものと思います。

それから、日本酒を生産するには、多くのお米が使われております。農家で生産されたお米が、今後T P Pの問題や減反廃止等で厳しい状態が続くことが予想されます。この条例制定により、さまざまな分野で地域の活性化が図られるものと考えております。

それから、条例制定後に、活力あるあれができるのかという質疑ですけれども、なるほどパブリックコメントも1つの方策だと思います。今後は、そういう方策もいいのではないかと考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思ます。

○松下議長 再々質疑ありませんか。

尾和弘一議員。

○尾和議員 先ほど質疑しようかなと思って忘れちゃったので、1点だけ。

酒造業者、吉村酒造があつて、9万1,000リットルですか、生産をしているということですが、私はそれが自家消費、地元で消費をされているかということ、私は疑問であります。吉村酒造が製造したものは、蔵ごと大手の酒造業者に引き取られて、それから、販売、消費されるというルートが主なんですよね。

そういう意味では、これが地域活性化の一助になるかなという面もありますので、そこら辺を含めて、今後、議論をしていくべき課題ではないかなと、そのように思っています。これについては、答弁要りません。

○松下議長 以上で、発議第1号に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております発議第1号は、お手元に配付の議案付託表のとおり、建設常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。

次の会議を、9月22日、月曜日、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(異議なし)

○松下議長 ご異議なしと認めます。

よって、次の会議は、9月22日、月曜日、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦勞さんでございました。

散会

(15時50分)